

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	政務調査費	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 中野	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	政務調査費(01-60-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	地方自治法第100条第13項、荒川区議会政務調査費の交付に関する条例及び同施行規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会各会派に対して調査研究活動に必要な経費の一部を交付することにより、各会派の調査研究活動を通じた区議会の一層の活性化を図ることを目的とする。				
対象者等	区議会各会派（1人会派を含む。）				
内容	<p>区議会議員の調査研究に要する経費の一部として、区議会各会派に対して政務調査費を交付する。</p> <p>（交付対象）区議会各会派 （交付額）各月の1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じた額 （交付方法）議長から区長への会派に関する届出の通知に基づき交付決定し、各会派からの請求に基づいて半期ごとに交付する。 （使途基準）議員の調査研究活動に要する経費のうち、研究研修費、会議費、調査旅費、通信運搬費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費 （収支報告）各会派の経理責任者が、翌年度の4月30日までに収支報告書、実績報告書及び領収書の原本等を議長に提出。議長はその写しを区長へ送付 （返 還）交付を受けた政務調査費に残余があれば返還</p>				
経過	平成13年4月 荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行 平成19年4月 議員提案により条例改正 （額の改定（所属議員1人当たり月額16万円 8万円） 使途基準の厳格化 領収書の原本の提出の義務化等）				
必要性	各会派の調査研究機能を充実させることにより、区議会の活性化を図り、区政運営のチェック機能の強化に資する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	63,360	61,600	61,440	61,440	61,440	30,720
	決算額（20年度は見込み）	63,119	60,505	60,775	58,542	56,973	29,738	30,720
	人件費				862	854	549	
	【事務分担当】（%）				10	10	10	
	合計（+）	63,119	60,505	60,775	59,404	57,827	30,287	30,720
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	63,119	60,505	60,775	59,404	57,827	30,287	30,720
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	交付会派数	8	7	6	7	7	8	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	交付金	政務調査費	56,973	政務調査費	29,738	政務調査費	30,720

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題）	<p>区民により分かりやすい形の用途のあり方が求められてきたところであるが、議員の発案による条例改正により、平成19年4月から、用途基準の見直しや収支報告の際の領収書の添付の義務化が行われ、用途の透明性の向上が図られた。この改正趣旨を踏まえて、今後とも、会派の調査研究活動の充実と用途の一層の透明性の確保の両立に努めていく必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>会派所属議員1人当たりの額 （22区平均）168,810円 / 月 （最高額）240,000円 / 月 （最低額）125,000円 / 月</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	公益通報者保護制度	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	総務企画課事務費（02-10-12-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠	公益通報者保護法、荒川区外部公益通報事務手続要綱、荒川区職員等公益通報実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	公益通報者保護法の施行に伴い、職員を雇用する事業者としての区及び行政機関としての区という2つの立場から、公益通報を適切に受付・処理する体制を整え、公益通報者の保護を図るとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上に資する。				
対象者等	【外部公益通報者】 労働者 【内部公益通報者】 区職員、区の出資する団体で区長が別に指定するものの役員又は職員、区から事務事業を受託し又は請け負った事業者の役員又は従業員、区施設の指定管理者の役員又は従業員				
内容	【外部からの公益通報】 公益通報者保護法の施行に伴い、区内の事業者の法令遵守を推進し、外部公益通報者保護を図るため、要綱を制定し、総務企画課に相談の受付窓口を設置している。また、外部公益通報の適正処理を期し、専門的見地からの助言等を受けるため、外部公益通報アドバイザーを設けている。 【職員等からの公益通報】 区政運営の公正の確保と透明性の向上に資することを目的に、区職員等からの公益通報について必要な事項を定めた要綱を制定し、公益通報相談員による通報窓口を設置している。				
経過	平成17年10月1日 荒川区職員等公益通報実施要綱制定、施行 平成18年 2月1日 荒川区職員等公益通報実施要綱一部改正（調査の結果、事実は認められないが、改善の必要がある場合の措置（相談員から区長への通知）について規定を追加） 平成18年 4月1日 公益通報者保護法施行 平成18年 8月8日 荒川区外部公益通報事務手続要綱の制定、施行				
必要性	法の施行に伴い、処分権限を有する行政機関において通報の受付及び適正処理が義務付けられたことから、体制を整備する必要がある。また、内部の公益通報についても区政運営の公正の確保と透明性の向上の面から、さらに区職員やその他受託業者等への周知を行い、不正防止に努めていく必要がある。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 弁護士の有資格者を「公益通報相談員」及び「外部公益通報アドバイザー」に委嘱する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額				200	1,000	1,140	1,192	
決算額（20年度は見込み）				120	780	600	1,192	
人件費				862	2,562	805		
【事務分担量】（%）				10	30	13		
合計（+）	0	0	0	982	3,342	1,405	1,192	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	982	3,342	1,405	1,192	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
処理件数				0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	報償費	780	報償費	600	報償費	1,192

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	処理件数		0	0		0	
	職員向け研修実施回数		2	0		2	
	P R（区報・職員報掲載）		2	2		2	

（問題点・課題）	<p>外部からの公益通報に対して適正な処理を行うには、事務手続や通報者の保護など配慮すべき点が多く、各主管課における具体的な事務手続について周知徹底する必要がある。 区の事務事業を受託する業者や指定管理者も内部通報の対象となり得ることから、本要綱の趣旨を周知し、理解と協力を求める必要がある。 公益通報者保護制度について区職員及び区民向けに定期的にP R等を行う必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 5 区 未実施 18 区） 職員等公益通報実施要綱の制定（実施 4区 未実施 18区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各主管課担当者向けに情報提供を行い、定期的に研修を開催するなど、制度の周知徹底に努める。	事務処理における基本を周知徹底することにより、公益通報に対して、適切に対応することができる。
受託業者等へ周知徹底を図る。	不正防止に取り組む区の姿勢に理解と協力を求めることにより、一定の抑止効果が期待できる。
公益通報者保護制度について区職員及び区民向けに定期的にP R等を行っていく。	区のコンプライアンスに対する取組を広く周知できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き制度維持を図るとともに、周知に努める。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	議員情報連絡会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	区議会議員との初顔合わせ（02-10-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 20年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	不明 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	議会運営[13-04]			
目的	区議会議員の改選後に、区議会議員と区長、副区長を始めとする区理事者及び行政委員との間で、区政の現状等について情報交換を行うことにより、円滑な区政運営に資することを目的とする。				
対象者等	区議会議員及び執行機関（区長、副区長、収入役、教育長、行政委員、各部長、各部庶務主管課長等）				
内容	区議会議員の改選後、区議会議員と区理事者及び行政委員との間で、区政の現状等について情報交換を行う。				
経過					
必要性	区議会議員の改選後、区理事者及び行政委員と速やかに区政の現状について情報交換を行うことにより、円滑な区政運営に資する。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	0	472	0	0	0	775
決算額（19年度は見込み）	0	460	0	0	0	445	0	
人件費						854		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	460	0	0	0	1,299	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	460	0	0	0	1,299	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料		0	会場設営等委託	490	委託料	0
	委託料		0	写真撮影等委託	230	委託料	0
	使用料		0	会場使用料等	55	使用料	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	限られた時間の中で、効率的かつ的確に説明を行う必要がある。
実施状況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
説明者の選定や説明の方法について検討する。	議会運営の円滑化を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状維持

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別職報酬等審議会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	中野・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	特別職報酬等審議会(02-10-36-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	荒川区特別職報酬等審議会条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区議会議員の報酬及び政務調査費の額並びに区長、副区長及び収入役の給料の額について、区民等で組織する審議会の意見聴取を行うことにより、額の適正化を図ることを目的とする。				
対象者等	区理事者：区長、副区長、総務企画部長、総務企画課長 委員：区内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する者（10人以内）				
内容	<p>審議内容</p> <p>区議会議員の報酬及び区議会における会派に対し交付する政務調査費の額並びに区長、副区長及び収入役の給料の額</p> <p>委員</p> <p>区内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する者（10人以内）</p> <p>任期</p> <p>意見が求められた報酬等の額についての審議が終了したときまで</p> <p>意見の聴取</p> <p>区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について 審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>招集</p> <p>審議会は、区長が招集する</p>				
経過	<p>昭和39年 荒川区特別職報酬等審議会条例制定施行</p> <p>（以降、特別職の報酬を改定する都度、審議会を開催して審議）</p> <p>平成13年 審議対象に政務調査費を追加</p>				
必要性	報酬等の額が職責や経済状況等を踏まえ、区民の視点から見て適正かどうか審議する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	235	225	225	225	225	281	281	
決算額（20年度は見込み）	0	0	0	0	0	145	281	
人件費				0	0	2,135		
【事務分担量】（%）				0	0	25		
合計（+）	0	0	0	0	0	2,280	281	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	2,280	281	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	審議会開催回数						3回	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	0	委員報酬	145	委員報酬	276
	食糧費	審議会賄	0	審議会賄	0	審議会賄	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題分析）	<p>社会経済情勢の変化や民間給与水準の状況等を踏まえ、適宜審議会を開催し、報酬等の見直しを図る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会経済情勢の変化等を踏まえて、適切な時期に審議会を開催し、意見を聴取した上、適正な報酬等の額を検討する。	社会経済情勢等に即した報酬等の額の適正化

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	第三者の立場から報酬等について審議する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別区協議会分担金	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 中野	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特別区協議会分担金(02-25-25-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠 法令等	財団法人特別区協議会寄附行為第19条第3号	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の共同処理[14-07]			
目的	財団法人特別区協議会は、特別区相互間の連絡調整を図り、提携して円滑な自治の運営とその発展を期することを目的として、民法第34条の規定に基づき設立された公益法人である。 本事業は、同会の運営に要する経費の一部を負担することを目的とする。				
対象者等	財団法人特別区協議会				
内容	毎年度、総会（各特別区長及び特別区議会議長で組織）における予算議決を経て決定される各区均一額の分担金を負担する。				
	財団法人特別区協議会の事業概要（財団法人特別区協議会寄附行為第4条） (1) 特別区の自治に関する調査、研究並びに資料の収集、編さん及び刊行物の発行 (2) 講演会、講習会、研究会等の開催 (3) 政府並びに他の地方公共団体との連絡 (4) 特別区有物件火災共済事業 (5) 特別区自治体総合賠償責任保険事業 (6) 特別区職員文化体育会に関する事務 (7) 自治調整資金等立替事業 (8) 東京区政会館の経営 (9) その他				
経過	財団法人特別区協議会の活動経過 昭和22年5月 特別区協議会（任意団体）として発足 昭和26年3月 財団法人特別区協議会設立 昭和54年度 特別区自治体総合賠償責任保険事業開始 昭和55年度 資料室開設 平成4年度 法務調査室開設 平成13年4月 特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局の設立に伴い、関連事務を移管 平成15年6月 特別区制度調査会発足 平成17年6月 東京区政会館開業。九段下から飯田橋へ移転 平成17年8月 特別区自治情報・交流センター開設				
必要性	23区が共同で設置した財団法人であり、管理運営に要する経費として分担金は必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	7,560	7,849	8,560	3,300	1,800	500
	決算額（20年度は見込み）	7,060	5,708	1,800	1,800	500	500	500
	人件費				172	171	220	
	【事務分担当量】（%）				2	2	4	
	合計（+）	7,060	5,708	1,800	1,972	671	720	500
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,060	5,708	1,800	1,972	671	720	500
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	分担金の額	7,060	5,708	1,800	1,800	1,800	500	
	協議会一般会計歳入に占める特別区分担金（全区分）の割合	15.1%	13.9%	5.3%	3.7%	1.1%	1.1%	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	分担金	500	500	分担金	500	分担金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題分析）	協議会事務局から区への情報提供、協議会事務局と区との相互の意見交換や情報交換を密に行い、一層の連携を図る必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討									
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 3 区総務主管課長会等を通じて情報収集に努める。</td> <td style="vertical-align: top;">特別区相互間の一層の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		改善により期待する効果	2 3 区総務主管課長会等を通じて情報収集に努める。	特別区相互間の一層の連携を図る。				
	改善により期待する効果								
2 3 区総務主管課長会等を通じて情報収集に努める。	特別区相互間の一層の連携を図る。								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	2 3 区共同で効率的に事務を行う。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	特別区人事・厚生事務組合分担金	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 中野	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	特別区人事・厚生事務組合分担金(02-25-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠 法令等	特別区人事及び厚生事務組合規約第17条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の共同処理[14-07]			
目的	特別区人事・厚生事務組合は、特別区長の権限に属する事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合として設立されたものである。 本事業は、組合の運営に要する経費の一部を負担することを目的とする。				
対象者等	特別区人事・厚生事務組合				
内容	<p>組合議会（各特別区長で組織）における予算議決を経て決定される各区均一額の分担金を負担する。 特別区人事・厚生事務組合（特別区人事及び厚生事務組合規約第3条）の事務</p> <p>(1) 特別区の人事に関する事務 (2) 職員の互助制度の助成に関する事務 (3) 特別区の人事及び福利厚生に関する事務 (4) 特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務 (5) 職員の恩給の給付に関する事務 (6) 非常勤職員の公務災害補償に関する事務 (7) 職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する事務 (8) 生活保護法に定める更正施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務 (9) 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業に関する事務 (10) 行政事件訴訟及び民事事件訴訟並びに調停、起訴前の和解に関する事務 (11) 係争事件及び紛争のおそれのある事件についての法律的意见に関する事務</p>				
経過	<p>特別区人事・厚生事務組合の活動経過</p> <p>昭和26年 8月 特別区人事事務組合として設立 昭和42年 4月 特別区人事・厚生事務組合に改称 平成12年 4月 幼稚園教諭の身分取扱いに関する事務を共同処理（教育委員会を共同設置） 平成13年 4月 路上生活者支援事業に関する事務を共同処理 平成13年11月 路上生活者自立支援事業（緊急一時保護事業、自立支援事業、グループホーム事業）を共同処理 平成14年 4月 交通災害共済事業を廃止 平成18年 4月 路上生活者巡回相談事業を共同処理 平成20年 4月 路上生活者グループホーム事業廃止、地域生活継続支援事業追加</p>				
必要性	23区が共同で設置した財団法人であり、管理運営に要する経費として分担金は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額	205,867	207,256	231,247	228,338	228,338	188,417	188,417	
決算額（20年度は見込み）	204,867	206,157	204,657	220,727	214,287	188,417	188,417	
人件費				172	171	220		
【事務分担量】（%）				2	2	4		
合計（+）	204,867	206,157	204,657	220,899	214,458	188,637	188,417	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	204,867	206,157	204,657	220,899	214,458	188,637	188,417	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	分担金の額	204,867	206,157	204,657	220,727	214,287	188,417	
	事務組合一般会計歳入に占める 分担金（全区分）の割合	45.1%	41.2%	31.5%	42.2%	39.2%	46.9%	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助	分担金		228,338	分担金	188,417	分担金	173,471
	（人事事務分担金）		124,200	（人事事務分担金）	92,990	（人事事務分担金）	104,542
	（厚生事務分担金）		98,800	（厚生事務分担金）	91,700	（厚生事務分担金）	65,313
	（教育事務分担金）		1,910	（教育事務分担金）	1,910	（教育事務分担金）	2,616
	（公務災害見舞金分担金）		1,817	（公務災害見舞金分担金）	1,817	（公務災害見舞金分担金）	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	他区と連携しながら、より一層効果的・効率的に共同事務を進めることが求められている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
他区と緊密に連携し、共同で取り組むべき課題に対して、適切に対応する。	共同で処理することのメリットを活かした事務の執行が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	23区共同で効率的に事務を行う。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	包括外部監査	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	中野・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	外部監査費(02-60-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	地方自治法第252条の27第1項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	監査機能の充実[14-06]			
目的	財務管理、事業の経営管理等に関する知識を有する外部の専門家による監査を実施することにより、監査機能の充実に図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資することを目的とする。				
対象者等	区の執行機関、財政援助団体、指定管理者等				
内容	<p>地方自治法第2条第14条及び第15条の規定の趣旨（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成するために、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する専門家（公認会計士、弁護士等）の監査を受ける。</p> <p>包括外部監査は、都道府県、政令指定都市及び中核市で実施が義務付けられているほか、包括外部監査について条例で定めた区市町村で実施するものであり、当区では条例を定めて実施している。</p> <p>（包括外部監査の流れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査契約締結に関する監査委員の意見聴取 包括外部監査契約締結に関する議会の議決 包括外部監査契約の締結 外部監査人による監査対象の特定・監査の実施 外部監査人による監査結果の決定 外部監査人から、議会、区長、監査委員及び関係行政委員会へ監査結果報告の提出 監査結果報告に基づき、議会、区長及び関係行政委員会の是正改善措置 議会、区長及び関係行政委員会から監査事務局へ是正改善措置状況の通知 監査委員による監査結果報告及び是正改善措置状況の公表 				
経過	<p>平成13年4月 荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例施行</p> <p>平成13年度監査 「財政援助団体の財務事務及び経営管理について」</p> <p>平成14年度監査 「区立特別養護老人ホーム（併設施設を含む）の管理運営について」</p> <p>平成15年度監査 「道路等の建設・維持管理について」</p> <p>平成16年度監査 「校外施設及び社会教育施設の管理運営について」</p> <p>平成17年度監査 「学校給食事業及び管理業務について」</p> <p>平成18年度監査 「荒川区社会福祉協議会への補助金並びに委託事業について」</p> <p>平成19年度監査 「債権管理事務について」</p>				
必要性	特定のテーマを深く掘り下げて監査を実施することにより、広く区の事務全般について監査を行う監査委員による監査を補完して監査機能の充実に図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資する。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	4,989	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475
	決算額（20年度は見込み）	4,989	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475	7,475
	人件費				1,724	1,708	2,562	
	【事務分担量】（%）				20	20	30	
	合計（+）	4,989	7,475	7,475	9,199	9,183	10,037	7,475
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,989	7,475	7,475	9,199	9,183	10,037	7,475
	実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	指摘事項等の件数	25件	45件	45件	34件	29件	44件	
	指摘事項等の改善件数	24件	39件	37件	24件	27件	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	包括外部監査	7,475	包括外部監査	7,475	包括外部監査

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
		指摘事項等の件数	34件	29件	44件	-	
指摘事項等の改善件数	24件	27件	-	-	-		

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時機に合った適切なテーマを設定してもらう必要がある。 ・ 検討課題とされた指摘事項の検討、改善状況について、監査年度以降の進捗状況の管理を行う必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 10 区 未実施 12 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括外部監査実施区（導入年度）...5区 港(13年度)、目黒(14年度)、世田谷(16年度)、足立(16年度)、大田(17年度) * 世田谷以外の4区は、条例上個別外部監査を行うことも可 ・ 個別外部監査実施区...5区 杉並(14年度)、練馬(17年度)、中野(17年度)、文京(18年度)、台東(18年度) * 文京は12-17年度まで包括外部監査を実施 ・ 制度廃止区...1区 豊島(12年度導入。16年度廃止)

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	テーマ設定に当たっては、外部監査人との意見交換・情報交換を緊密に行い、より一層の監査機能の充実を図る。	監査結果を区政運営の効率化・合理化に活かすことができる。
	検討課題とした指摘事項について、監査年度以降においても、更に是正改善に向けた取組みを行うよう、全庁的に周知徹底を図るとともに、より適切に進行管理を行う。	監査結果をより適切に区政運営に反映させることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自動車維持費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	中 野	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	自動車維持費(02-30-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	26 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	区有財産の適正な管理・保全[15-07]			
目的	庁有車を集中管理することにより、安全かつ効率的な運行管理を行うことを目的とする。				
対象者等	特別職、議員、職員				
内容	<p>庁有車を集中管理し、車両の調達・維持管理及び運転業務を行う。</p> <p>(1) 車両の調達、維持管理 費用対効果の観点からリースによる車両の調達を進め、平成17年度から15台すべての庁有車をメンテナンスリース(*)に切り換え、運用している。 (*) 車両、税金、保険料のほか、車両の維持管理に関する費用をリース会社が負担する方式</p> <p>(2) 運転業務 ・ 運転業務の委託化を順次進め、平成19年1月からすべて委託（委託職員7名）により対応している。 ・ その他、庁有車運転業務従事者制度により、所管課の職員（安全運転が可能なる者として所管課長が選任した者（庁有車運転業務従事者））も運転することができることとしている。</p>				
経過	<p>昭和63年度 広報課及び心障センターから総務課に車両受入れ</p> <p>平成元年度 車両の集中管理に関する調査の実施</p> <p>平成5年度 運転業務の一部の委託開始</p> <p>平成6年度 車両の集中管理の実施（環境課、建築課、道路課及び公園緑地課から車両の受入れ）</p> <p>平成14年度 庁有車更新計画策定 購入からメンテナンスリースへの移行 環境配慮型車両（天然ガス車、ハイブリット車等）の優先導入 リース方式による調達の開始</p> <p>平成16年度 庁有車更新計画の更新（更新期の特別職用車両について他用途転用車両の導入）</p> <p>平成17年度 全車両をメンテナンスリース方式に移行（車両台数の削減）</p> <p>平成18年度 運転業務の完全委託化</p>				
必要性	庁有車両の運行管理を集中的に行うことにより、安全かつ効率的な運行に資する。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	42,131	42,318	42,472	42,141	42,820	45,280	46,454	
決算額（20年度は見込み）	40,990	39,065	39,444	37,374	41,298	44,421	46,454	
人件費				17,928	1,281	1,769		
【事務分担量】（%）				98	15	35		
合計（+）	40,990	39,065	39,444	55,302	42,579	46,190	46,454	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	40,990	39,065	39,444	55,302	42,579	46,190	46,454	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	庁有車稼働率	46.6%	57.0%	50.6%	52.7%	58.4%	62.5%	
	低公害車の導入率	23.5%	23.5%	41.2%	100.0%	100.0%	100.0%	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	燃料代	1,440	燃料代	1,103	燃料代	1,432
	委託料	運転業務委託料	28,105	運転業務委託料	33,845	運転業務委託料	33,844
	委託料	車両リース料	9,653	車両リース料	9,254	車両リース料	10,149

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	低公害車の導入率	100%	100%	100%	100%	100%	総務企画課が管理する庁有車に占める低公害車の割合

（問題点・課題）	<p>より環境に配慮した車両を導入する必要がある。 より各部署のニーズに合った車両を導入する必要がある。 運転業務職以外の一般職員（庁有車運転業務従事者）が庁有車の運転業務に従事する機会が増えており、安全運転の励行を徹底する必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
車両更新時に、最新の低排出ガス基準、燃費基準等を参考に、より環境に配慮した車両を導入する。	率先して環境に配慮した取組を行うとともに、区民の目に触れる機会が多い庁有車を通じて、区民に対して環境配慮の必要性についてPRする。
各課の使用実態を調査の上、よりニーズのある車両を導入する。	より事務の効率化を図ることができる。
庁有車運転業務従事者に対して定期的に安全運転の周知徹底を図る。	事故等の発生を未然に防止することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き現状の内容を維持していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区経営戦略会議	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	経営戦略会議（05-10-56-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19年度	根拠法令等	荒川区経営戦略会議設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	行政のホスピタリティや組織を始めとしたこれからの自治体経営について、経営学等の研究者と区長及び区の組織、人事担当管理職による検討・研究の場を設け、今後の区政運営に資する。				
対象者等	区理事者：区長、副区長、総務企画部長、総務企画課長、職員課長 アドバイザー：自治体経営に関する知識を有する経営学等の研究者				
内容	実施の方法 (1) 区長は、課題に応じアドバイザーを招集し意見等を求める。 (2) テーマによって、より専門的な見地から意見を聴く必要がある場合は外部専門員を呼び、意見を聴くことができる。 (3) 原則として、区理事者と各アドバイザーとの会談の形で行う。 (4) 必要に応じて随時開催する。				
経過	区政運営の更なるレベルアップと区民サービスの一層の向上を図ることを目的に、平成19年5月、行政のホスピタリティや組織論を中心としたこれからの自治体経営について検討する経営戦略会議を設置した。 平成19年5月 「荒川区経営戦略会議設置要綱」制定 随時開催				
必要性	自治体経営に関する専門的な知識を得ることは、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図る上で、必要不可欠なことである。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	1,200	1,500	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	1,193	1,500	
人件費						854		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	2,047	1,500	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	2,047	1,500	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費		0	アドバイザー謝礼	1,113	アドバイザー謝礼	1,500
	食糧費		0	会議賄	80	会議賄	63

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標							

（問題点・課題）	<p style="text-align: center;">アドバイザーとの検討・研究の成果及び具体的な反映の方法について、研究する必要がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
会議における意見を区の経営に活かすため、引き続き、円滑な会議運営を図っていく。	今後の自治体運営に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	継続	引き続き、現状の内容で実施していく。

議況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	保護司会補助	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小室・富田	課長名 内線	五味智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	保護司会補助（02-81-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠 法令等	荒川区保護司会補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	文化創造都市[]			
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]			
	施策	青少年健全育成運動への支援[10-02]			
目的	荒川区保護司会の活動に要する経費の一部を補助することにより、更生保護活動の充実を図るとともに、「社会を明るくする運動」を始めとする地域における青少年健全育成や犯罪予防活動に資することを目的とする。				
対象者等	荒川区保護司会				
内容	<p>荒川区保護司会補助金交付要綱に基づき、「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件に補助金を交付する。</p> <p><参考> 保護司会</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護司会は、保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、更生保護の職務を遂行している保護司で組織されている。 荒川区保護司会は、昭和27年に結成され、50年余りにわたり活動を続けている。日常的な保護司としての活動はもとより、「社会を明るくする運動」に積極的に参加し、例年の活動に加えて平成17年度・18年度には、自衛隊音楽隊を招いた「社明コンサート」を主催した。（平成20年度も主催予定） 				
経過	<p>昭和53年度 補助開始</p> <p>平成10年度～14年度 補助率の見直し</p> <p>平成17年度 補助条件の見直し（「社会を明るくする運動」に要する経費に充当することを補助要件とした）</p>				
必要性	<p>保護司会は地域の犯罪予防活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、区政に大きく貢献している。特に、本事業が補助条件としている「社会を明るくする運動」では、保護司会が中心となって「社明コンサート」を実施しており、地域における犯罪予防の啓発や青少年の健全育成に寄与している。</p>				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年度当初に保護司会会長から事業補助金交付申請を受け、当該年度の事業計画及び予算等を審査した後、交付決定し、補助金を支出する。 年度末に保護司会会長から事業報告書が提出され、事業実績及び決算等を審査して補助金額を確定する。 				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	370	370	370	370	370	370	370	
決算額（20年度は見込み）	370	370	370	370	370	370	370	
人件費				172	1,708	854		
【事務分担量】（%）				2	20	10		
合計（+）	370	370	370	542	2,078	1,224	370	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	370	370	370	542	2,078	1,224	370	
実 績 の 推 移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	社明コンサートの主催					1		1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	保護司会補助金	370	保護司会補助金	370	保護司会補助金	370

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	（参考） 社明コンサート入場者数	約1,500	約1,500				

（問題点・課題分析）	保護司活動における犯罪防止活動の占める割合の増加に伴い、今後の連携のあり方について研究する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	保護司会の犯罪防止活動を支援するとともに、補助金の適正な執行を図る。	必要な支援を行うことで、保護司会の地域における犯罪予防活動や青少年の健全育成などの活動を推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の内容で実施していく。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	ふれあいティーパーティー	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	区民交流会（02-35-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	広聴機能の充実[13-02]			
目的	カジュアルな雰囲気の中で団体等と意見交換を行い、交流を深めることにより、区政に関する意見・要望等をうかがい、区政への区民参加や協働の推進を図ることを目的とする。				
対象者等	区民等：区内の各種団体、ボランティア等 区 側：区長、副区長、収入役、教育長、関係部課長				
内容	気軽に意見を言える雰囲気のもと、各分野、各年齢層の団体等と区特別職や関係部課長との間で意見交換を行い、区政に反映する。				
経過	第1回（日 時）平成18年5月20日（土）14:00～15:30 （対象者）荒川区女性団体の会平成17年度運営役員 第2回（日 時）平成18年7月22日（土）14:00～15:30 （対象者）荒川区私立幼稚園等父母の会役員等及び園長 第3回（日 時）平成19年1月27日（土）14:00～15:30 （対象者）区内大学等の若者層等 第4回（日 時）平成19年12月1日（土）12:00～13:30 （対象者）児童安全ボランティア等 第5回（日 時）平成20年2月9日（土）12:30～14:00 （対象者）荒川バラの会会員				
必要性	気軽な雰囲気の中で団体等と意見交換や交流を行うという新しい試みであり、団体等の率直な意見が期待できるなど、区民参加や協働を促進するチャンネルの一つとして必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					950	1,267	1,698	
決算額（20年度は見込み）					862	517	1,698	
人件費					1,708	1,757		
【事務分担量】（%）					20	22		
合計（+）	0	0	0	0	2,570	2,274	1,698	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	2,570	2,274	1,698	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	開催回数					3	2	3

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	委託料	862	会場設営等委託料	437	会場設営等委託料	1,252
	使用料			会場使用料	16	会場使用料	72
	報償費			演奏謝礼	64	演奏謝礼	274
	一般需要費					消耗品費	100

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	参加人数		93	68		90	開催回数×各回の参加人数 (3回×30名程度)
	参加者の満足度			98%		100%	アンケートに対し、満足と回答した参加者の割合

(問題点・課題)	<p>各方面と幅広い意見交換や交流が行えるよう、対象者の選定を考慮する必要がある。 集団広聴の一つとして、率直な意見交換ができる貴重な機会ととらえ、さらに意見を収集する方法を工夫する必要がある。 より活発な意見交換や交流ができるよう、会合内容や雰囲気づくりを工夫する必要がある。</p>
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	期待する効果
日頃、区と直接話をする機会が少ない個人や団体等を候補として、多岐にわたる分野から対象を選定する。	多方面の方々と意見交換や交流ができるようになるとともに、区民の具体的なニーズを施策に反映することが期待できる。
参加者に対してアンケートを実施し、より満足してもらえる会合となるよう、レベルアップに努めるとともに、会合での直接の発言として収集できない意見や要望等をフォローする。	より充実した会合になり、区民参加や協働の一層の効果が期待できる。

事務事業の分類		の説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	これまでと異なる広聴機能であり、内容を充実した上で、継続実施していく。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	儀礼交際用経費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	儀礼交際用経費（02-10-48-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠	儀礼交際用経費支出基準	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	各種団体等との円滑な連携[14-05]			
目的	事務事業に係る儀礼的な交際経費の一部を支出することにより、各種団体との関係や連携の円滑化を図るとともに、表意者の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	部長級職員、課長級職員、係長級職員				
内容	<p>1 支出できる対象 各部（局）の事務事業に直接かつ密接に関係がある 団体等の主催する会合等における会費、 個人を対象とする慶事、弔事、見舞い 「会費」とは、会議、懇談会、懇親会等における会費、参加費等を言う。</p> <p>2 支出金額 会費：会費相当額（上限5,000円） その他（見舞い等）：実支出額の2分の1の額（上限額5,000円）</p>				
経過	<p>昭和63年度 事業開始 平成4年度 支出対象の拡大（関係団体の役員の家族を対象に追加） 平成13年度 支出基準の見直し 平成15年度 対象範囲の見直し 平成19年度 対象者の見直し、支出金額の見直し</p>				
必要性	区政運営に密接に関係のある各種団体との関係強化や連携の円滑化を図るため、必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>毎月10日までに表意者から提出される報告書について、儀礼交際用経費支出基準に照らし、基準に合致した場合のみ支払を決定する。</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	808	1,042	800	1,104	1,042	1,705
	決算額（19年度は見込み）	802	1,042	697	772	894	1,482	1,500
	人件費				862	1,281	964	
	【事務分担量】（%）				10	15	22	
	合計（+）	802	1,042	697	1,634	2,175	2,446	1,500
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	802	1,042	697	1,634	2,175	2,446	1,500
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	件数	322	375	256	300	343	489	119
	一件あたり平均額（単位：円）	2,494	2,778	2,724	2,574	2,607	3,031	3,487

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	儀礼交際用経費	894	儀礼交際用経費	1,482	儀礼交際用経費	1,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	儀礼交際用経費表意件数	300	343	489	119 <small>6月現在</small>		

（問題点・課題）	区として、各種団体等との円滑な関係を築くため、引き続き制度を維持していく必要があるが、支出対象等について、随時適切な見直しをしていく必要がある。
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	報告書の厳格なチェックによる適正な補助	基準に合致した適正な制度の運営
	必要に応じた基準（補助対象等）の見直し	表意者の負担軽減と区の支出経費とのバランスの確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	適宜見直しを図りつつ、適正に運営していく

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	児童安全対策協議会	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小室・富田	課長名 内線	五味智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	児童安全対策協議会（02-10-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠 法令等	児童安全対策協議会設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	子どもの安全対策[11-05]			
目的	区、区内関係機関、区民等から組織する児童安全対策協議会において、各機関が密接な連携の下に、区内の児童等の安全確保に係る対策を検討・実施することを目的とする。				
対象者等	官公署等、地域団体、学校等その他の関係機関				
内容	<p>(1) 所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童等の安全確保のために必要な対策についての意見交換に関すること。 ・ 上記の意見交換に係る区、関係機関、区民の協力連携に関すること。 ・ その他児童等の安全確保に関し必要と認めること。 <p>(2) 組織</p> <p>官公署等、地域団体、学校等その他の関係機関及び区の代表者で組織 (官公署等) 荒川警察署長、南千住警察署長、尾久警察署長、荒川消防署長、尾久消防署長、荒川郵便事業株式会社荒川支店長 (地域団体) 町会連合会代表世話人、青少年対策地区委員会連絡協議会会長、民生委員・児童委員協議会荒川地区会長、高年者クラブ連合会理事長、商店街連合会会長 (学校等) 小学校長会会長、PTA連合会小学校部会会長、西日暮里ふれあい館館長、私立幼稚園園長会代表 (その他) シルバー人材センター会長、社会福祉法人事務局長 (区) 区長、副区長、収入役、教育長、関係部長</p>				
経過	<p>平成18年 1月 荒川区児童安全対策協議会の設置 3月 荒川区児童見守り条例の制定 平成19年11月 関係課長会による検討 児童安全対策プロジェクトチームの設置 荒川区児童安全対策作業部会の設置 平成20年 6月 商店街代表、私立幼稚園代表を委員に追加</p> <p>児童安全対策協議会は、平成20年6月までに全5回開催</p>				
必要性	全国各地で児童等が巻き込まれる痛ましい事件を未然に防止するためには、地域全体で子どもを見守っていく環境を作る必要がある。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額				0	132	48	6,990
	決算額（20年度は見込み）				0	114	22	6,990
	人件費				862	171	1,708	
	【事務分担量】（%）				10	2	20	
	合計（+）	0	0	0	862	285	1,730	6,990
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
	一般財源	0	0	0	862	285	1,730	6,990
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	協議会開催回数				2	1	1	1
	協議会参加団体数				14	15	14	15

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員謝礼	0	委員謝礼	0	委員謝礼	0
	食糧費	会議賄い	8	会議賄い	17	会議賄い	26
	使用料	会場使用料	3	会場使用料	5	会場使用料	16
	役務費					感謝状筆耕	158
	消耗品費					安全対策啓発用品等	6,790

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	子どもの安全対策事業数	23	25	31	36		区が行っている事業数

（問題点・課題）	<p>見守り条例制定後、全庁的に児童安全対策に取り組んでいるが、協議会としても、区、関係機関、地域団体等相互が、情報や問題意識の共有化等を行うなど、さらなる連携強化が求められている。</p> <p>地域団体等の活動を活発に行うことで、広く区民に協力を呼びかけ、犯罪や事故に対する抑止効果を生み出せるよう、普及啓発を図る必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>子どもの安全対策事業については、各区において様々な取組みが実施されているが、条例制定は23区初</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
引続き、協議会を開催し、情報交換に努める。	刻々と変化する地域の犯罪発生等の状況把握、活動実績の報告等を行うことにより、情報や問題の共有化を図り、連携を強化する。
児童安全に関するさらなる啓発活動を行う。	啓発活動を通じ、区全体としての機運を高め、自主的な活動を促進する。
作業部会等において、具体的な安全策を検討する。	作業部会が機敏に対応することにより、一層効果的な対策が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	荒川区を「安全・安心なまち」「子育てしやすいまち」とするため、引き続き子どもの安全対策について実効性のある体制を構築していく。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	区制施行75周年記念事業	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小室・富田	内線	2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	区制施行75周年記念事業（02-36-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	区民参画・協働の推進[13-01]			
目的	平成19年は、区制施行75周年の節目を迎える年であり、また、3月には、議会の議決を経て、「幸福実感都市あらかわ」を将来像として掲げた基本構想を策定し、区が新たなスタートをきった年である。これを契機とし、記念事業を通して、区政への関心を高め、区民の主体的なまちづくりへの参画を促進するとともに、わがまちあらかわへの愛着心を育み、区民相互の連携を醸成する。また、区の情報幅広く内外へ発信し、地域に対する誇りと愛情を深めるとともに、積極的に区の存在感をアピールし、イメージアップを図る。				
対象者等	区民等				
内容	<p>【川の手荒川まつりにおける交響詩「荒川・隅田川」の演奏】 19年度当初のイベントであり、区最大の行事である川の手荒川まつりにおいて、交響詩「荒川・隅田川」を演奏し、75周年記念事業についての区民の機運を高める。</p> <p>【ファンファーレの制作】 区の象徴の一つとして、「幸福実感都市あらかわ」をイメージしたオリジナルの楽曲を制作し、区の式典等において活用する。</p> <p>【記念モニュメント（「シュプリングエン～絆の和～」 作者：東京藝術大学学長 宮田亮平氏）の設置】 地域の芸術・文化発信のシンボルを区役所庁舎に創設（20年3月）し、区民が優れた芸術作品にふれる機会を拡充し、文化の薫り高いまちづくりに寄与する。</p> <p>【シンボルマークの制定】 新たに区のイメージを表したシンボルマークを区民アンケートにより制定した（20年1月）。区が作成する各種印刷物や封筒等に使用するなど、様々な場面で積極的に活用し、広く区外へ発信する。</p> <p>【記念式典の開催】 これまでの歩みを振り返るとともに、区への愛着心を深めるための式典を10月8日に開催する。</p>				
経過	<p>昭和27年 20周年記念事業（記念式典）</p> <p>昭和32年 25周年記念事業（記念式典）</p> <p>昭和37年 30周年記念事業（記念式典、感謝状贈呈式、職員表彰式、記念のつどい）</p> <p>昭和57年 50周年記念事業（記念式典、記念祭、記念出版物等）</p> <p>平成4年 60周年記念事業（コンサート、神津島ふれあい航路）</p> <p>平成14年 70周年記念事業（感謝状贈呈式）</p>				
必要性	区の発展は区民とともにあるものであり、こういった年月の節目をきっかけとしてとらえ、記念行事を行うことを通じて、区を支えてこられた方へ感謝の意を表すとともに、区への関心を高め、愛着心を育む機会とする。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						22,021	0	
決算額（19年度は見込み）						21,848	0	
人件費						14,091		
【事務分担量】（%）						165		
合計（+）	0	0	0	0	0	35,939	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	35,939	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区区政改革懇談会	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小林・鈴木・田中	課長名 内線	伊藤 節子 2112
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	区政改革懇談会（05 - 36 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	区民参画・協働の推進[13-01]			
目的	区民の区政参画の機会を拡大するため、幅広く区民から意見を聴くとともに、区政に関する政策提言を受ける。				
対象者等	区民(公募により委嘱した区政改革懇談会委員)				
内容	<p>【第1期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度は、委員約70名を世代・ライフスタイル別に6グループに分け、月1回程度、荒川区の将来像について検討を行い、平成18年2月に提言を行った。 平成18年度は、「地域活性化・暮らしの安全分科会」「福祉・健康・子育て分科会」「まちづくり・環境分科会」「教育分科会」の4グループにより構成し、新たに各部担当者が会議進行役として参加し、各施策別の具体的な検討を行い、平成19年3月に活動・提言報告を行った。 <p>【第2期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は、新たに公募した委員50人により「地域のコミュニティ力をいかに高めるか」をテーマとして、今後の懇談会の進め方や地域コミュニティの現状と課題について議論を行った。 平成20年度は、地域ごとの5グループに分け、防犯、福祉、子育てにかかわる地域のコミュニティ力について議論し、平成21年3月までに提言を行う予定である。 				
経過	<p>【第1期】</p> <p>平成16年度 実施検討 平成17年 6月 委員公募 平成17年 7月 委員選考・委嘱・第1回懇談会開催 平成17年11月 中間発表会開催 平成18年 2月 最終報告会開催(区長へ提言書提出) 平成18年 5月 18年度第1回懇談会(分科会)開催 平成19年 3月 活動・提言報告会開催</p> <p>【第2期】</p> <p>平成19年10月 委員公募・選考 12月 委員委嘱・第1回懇談会開催(20年6月1日まで4回開催)</p>				
必要性	これまでの行政主体の施策を見直し、区民の視点から、区民の求める施策を検討し、実施する必要がある。そのために、幅広い区民から意見を聴き、政策提言を受ける必要性は高い。また、区民との協働を推進し、区民の区政に関する意識の向上にも寄与することから必要性は高い。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>[20年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> 懇談会委員を地域ごと(南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里)の5つのグループに分け、子育て、防犯、福祉等の各テーマを概ね2回ずつ討議する。 各グループの討議の進行役は、コンサルタントが行う。(19・20年度委託業者 (株)地域計画総合研究所) 				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額				2,930	3,336	4,518	5,579	
決算額(20年度は見込み)				242	3,267	3,024	4,961	
人件費				9,309	6,661	5,978		
【事務分担量】(%)				108	78	70		
合計(+)	0	0	0	9,551	9,928	9,002	4,961	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	9,551	9,928	9,002	4,961	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	懇談会開催数				45	29	3	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	報償費	託児	0	託児	6	託児	96
	食糧費	賄い	234	賄い	18	賄い	308
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	30
	役務費	郵送料	0	郵送料	0	郵送料	60
	委託料	運営支援委託等	3,010	運営支援委託等	2,969	運営支援委託等	5,049
	使用料	会場使用料	23	会場使用料	33	会場使用料	36

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	委員の懇談会参加率	66%	46%	69%	70%	80%	
	委員の懇談会満足度				100%	100%	委員に対してアンケートを実施し、数値を記載する。

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会における議論を深めるため、参加率を向上させる工夫が必要である。 ・取組から5年目を迎える21年度以降の懇談会の方向性を検討する必要がある。 ・区政懇の参加をきっかけとして、懇談会の委員や委員であった者が地域活動を行うことができるような側面支援が必要である。 ・懇談会の委員自らが会議運営をできるような仕組みづくりが必要である。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
委員に対してアンケート調査を実施し、懇談会への満足度等を把握する。	委員の意見のうち、取り入れられるものを活動内容に反映させることで、さらに積極的な活動を促し、懇談会参加率の向上につなげることができる。
委員や委員であった方を対象としたファシリテーション講座や地域活動講座等を実施し、自主的な会議運営や地域活動に向けた支援を行う。	より自律的な取組を支援することにより、地域活動等に積極的に取り組む気運が高まる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	引き続き現状の内容を維持していく

（議案 要旨）	<p>H18年三定 団塊の世代及びシニア世代の区民が、行政との協働の担い手として活躍してもらうために区ができること</p> <p>H19年二定 区民参画について</p>
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	指定管理者制度の導入及び運用に関する調整	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	谷井・親川	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	政策調整事務費（05-10-52-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	地方自治法第244条
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	指定管理者制度の導入及び運用を適切かつ円滑に行い、区施設におけるより一層の区民サービスの向上を図る。				
対象者等	指定管理者				
内容	<p>指定管理者制度運用方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月に策定（19年3月、20年3月に一部改正） 各所管部と調整を図り、全庁的な方針を決定することにより、適切な管理運営を行う。 <p>指定管理者の実績評価に外部専門家の審査を導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者から毎年度提出される事業報告書について、区が行う実績審査において、審査におけるチェック機能を強化するため、外部専門家（中小企業診断士）による審査を導入する。 対象施設 平成19年度分実績審査 45施設 内容 中小企業診断士という専門的な立場からの指摘、アドバイスを受ける。 区は、指摘やアドバイスを今後の事業運営に生かし、より適正な指定管理者による管理運営ができるよう進める。 <p>指定管理施設運営協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的 区と指定管理者が連携を図り、指定管理施設の適正な管理を確保するとともに、区と指定管理者が共通認識をもって公の施設の管理運営を行うため、連絡調整、意見交換の機会として開催する。 内容 全体会議：すべての指定管理者を対象として開催 分科会：施設の種別ごとに開催 実績 平成20年4月21、24日 施設を3種別に分け、分科会を開催 				
経過	<p>H16年4月～ 指定管理制度の導入</p> <p>H18年7月 指定管理者事業者連絡会（現・指定管理施設運営協議会）の開催</p> <p>H19年7月 指定管理者事業者連絡会（現・指定管理施設運営協議会）の開催</p> <p>H20年4月 指定管理施設運営協議会分科会の開催、区職員研修の実施（「決算書の見方・読み方」）</p> <p>H20年6月（予定） 外部専門家（中小企業診断士）による審査実施</p>				
必要性	効果的効率的な行政運営の推進のためには、今後も民間の専門性やノウハウを活用し施設の管理運営を一体的・総合的に行うことのできる指定管理者制度を適切に運用し、一層の区民サービスの向上を図る。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・外部専門家による審査：中小企業診断士に依頼				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	351
	決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	351
	人件費	/			3,361	2,562	1,708	/
	【事務分担量】（%）	/			39	30	20	/
	合計（+）	0	0	0	3,361	2,562	1,708	351
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	3,361	2,562	1,708	351
	実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	指定管理者制度 導入施設数(4月1日現在・累計)	-	-	3	7	36	45	47

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	-	-	-	-	審査員謝礼	351

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	指定管理施設運営協議会の開催回数	-	1	1	3	3	H18, 19年度は指定管理者事業者連絡会 H20年度は指定管理施設運営協議会分科会を開催

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書や利用者アンケート等による毎年度の実績審査に外部専門家による審査を加え、チェック機能を強化したところではあるが、より一層の効果検証及び改善に向け、モニタリングや評価を行う必要がある。 ・他自治体においては、指定期間中に指定の取消を行う事例が出てきている。このような不測の事態に備え、防止策を講ずる必要がある。 ・施設の管理者として区の説明責任を果たすため、指定管理者の選定経過や指定管理施設の運営状況等を積極的に公表する必要がある。 ・指定管理者制度の運用をより適切かつ円滑なものにするため、指定期間終了時における指定管理者の選定方針や指定期間について、施設の特性を踏まえた検討を引き続き行う必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>【先進的事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田区 専門家を活用し、労働環境と経営・財務に係るモニタリングを実施 ・台東区 指定管理者施設管理評価について、区による一次評価及び評価委員会における二次評価を実施

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者に対するより一層の効果検証及び改善に向け、モニタリングや評価の方法について検討し整備していく。	指定管理者制度の運用をより適切かつ円滑に行うとともに、区施設におけるサービスの向上を図ることができる。
指定管理者の選定経過や指定管理施設の運営状況等を、積極的に公表していく。	指定管理者制度による適正な管理運営を確保するとともに、施設の管理者として区の説明責任を果たす。
指定期間終了時における指定管理者の選定方針や指定期間について、施設の特性を踏まえた検討を行っていく。	より安定的なサービスの提供及び指定管理者の専門能力の発揮につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
	推進	制度の適正な運用に資する。

況議会（要旨）	H20・一定（予特）： 区と指定管理者の責任分担を明確に 区は指定管理施設について徹底して管理を
---------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区基本構想推進委員会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	谷井・親川	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	荒川区基本構想推進委員会（05-09-14-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	荒川区基本構想推進委員会設置要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	荒川区基本構想に掲げる将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指し、区の施策の方向性や推進方策等について助言を受けるため。				
対象者等	荒川区基本構想推進委員会委員及び区職員				
内容	<p>< 委員 > 阿久戸光晴(元荒川区基本構想審議会会長・聖学院大学学長) 櫻井善忠(荒川区区政改革懇談会座長・元荒川区基本構想審議会委員・元荒川区教育委員会教育委員長) 二神恭一(元荒川区基本構想審議会委員・愛知学院大学教授・早稲田大学名誉教授)</p> <p>< 出席者 > 区長、副区長2名、収入役、教育長、事務局(総務企画部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長)</p> <p>< 議題 > ・基本構想に掲げている将来像の実現のための施策の方向性や方策について ・基本構想推進状況の検証について</p>				
経過	H19年 3月14日 平成19年第一回定例会において、荒川区基本構想を議決 H19年 5月30日 第1回荒川区基本構想推進委員会（基本構想推進委員会の進め方について、意見交換等） H19年 8月27日 第2回荒川区基本構想推進委員会（「子育て教育都市」について(1)、意見交換等） H19年12月21日 第3回荒川区基本構想推進委員会（「子育て教育都市」について(2)、意見交換等）				
必要性	基本構想に掲げる区の将来像実現に向け、幅広い視点からの意見をいただくことは重要であり、今後の施策の推進のために活用を図る。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 概ね2か月に1回、荒川区基本構想推進委員会を開催				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	-	1,153	639	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	719	639	
人件費	/			-	-	1,281	/	
【事務分担量】（%）	/			-	-	15	/	
合計（+）	0	0	0	0	0	2,000	639	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	2,000	639	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	基本構想推進委員会開催回数	-	-	-	-	-	3	5

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	行政評価システムの推進	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	雨宮・須田・立蘭	内線	2115
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	行政評価システムの推進（05105301）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	なし
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	次に掲げる事項を実現し、成果を重視した効果的・効率的な区政運営を行う。分析シートについては行革や予算編成等のための資料として活用する。 区民への分かりやすい区政情報の提供 職員の意識改革（成果・コスト意識等の醸成） 評価結果の計画・予算等への反映 事務事業の改善				
対象者等	職員				
内容	[平成18年度] 行政評価システムの構築 行政評価の実施（全ての政策・施策・事務事業を対象） 結果の公表 研修等による普及啓発 [平成19年度] 行政評価システムの推進 18年度に策定した新たな「基本計画・実施計画」に基づいて実施 政策・施策の分析を基に、翌年度の新規事業を創出 [平成20年度] 行政評価システムの推進 行政評価と行革の連動を行い、事業の在り方と作業効率の改善を図る 指標と指標に対する進捗を検証し、政策・施策・事務事業の見直しの強化				
経過	[平成9～16年度] ・事務事業評価の実施 財政課所管 [平成17年度～] ・新たな行政評価システムの構築・推進（政策・施策・事務事業） 総務企画課所管 [平成20年度～] ・行政評価と行革との連携 総務企画課所管				
必要性	・区民に区が行っている事務事業等について、分かりやすく説明するツールが必要である。 ・無駄をなくし、より効果的で効率的に区政を運営するためのツールが必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 委託先：監査法人トーマツ 委託業務内容 [17年度]行政評価システム構築支援（構築支援、試行・検証サポート、研修等運営支援） [18年度]行政評価システム推進支援（推進支援、分析シート作成支援、研修等運営支援） [19年度]行政評価システム推進支援（推進支援、分析シート作成支援、研修等運営支援） [20年度]行政評価システム推進支援（推進支援、分析シート作成支援、研修等運営支援） 委託料：[17年度]4,800千円、[18年度]5,000千円、[19年度]3,000千円、[20年度]3,000千円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額				5,355	5,208	3,000	3,032	
決算額（20年度は見込み）				4,879	5,207	3,000	3,032	
人件費				7,757	12,725	2,989		
【事務分担量】（%）				90	149	35		
合計（+）	0	0	0	12,636	17,932	5,989	3,032	
国（特定財源）				0	0	0	0	
都（特定財源）				0	0	0	0	
その他（特定財源）				0	0	0	0	
一般財源	0	0	0	12,636	17,932	5,989	3,032	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	行政評価の対象【事務事業】				67	1,060	1,071	約1000
	【施策】				10	94	87	約87
	【政策】				0	18	15	約15
					(施行実施)	(本格実施)		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	印刷製本費	207				
	委託料	システム推進支援委託	5,000	システム推進支援委託	3,000	システム推進支援委託	3,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	政策・施策・事務事業分析シートの公開率	-	100%	100%	100%	100%	公開する分析シート数 / 作成した分析シート数
	問題点・課題の改善策検討の提案件数	-	1,169	1,167		1,500	問題点・課題の改善策検討の提案件数
	新規充実事業提案件数	-	-	53		87	施策数87を目標

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民等へのより分かりやすい公表の仕組みを検討する必要がある。 ・職員が人件費も含めたコストや成果を意識し、行政評価への理解・意欲をさらに深める必要がある。 ・行政評価と予算の事業体系を整理する必要がある。 ・目標及び成果指標の設定が困難な事務事業がある。 ・組織・定数への段階的な活用を図る必要がある。 ・新規事業の提案から予算査定までのルーチンを整理する必要がある。
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>政策について実施：5区 施策について実施：18区 全ての事務事業を対象：17区 政策について評価結果を全て公表：5区 施策について評価結果を全て公表：16区 事務事業について評価結果をすべて公表：18</p> <p>《参考：総務省調査（平成19年10月）》</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事務事業分析シート作成単位と予算編成における事業単位の統一に向けた検討を行う。	評価結果の予算編成へのよりの確な反映
行政評価の事業実績を年次財務報告書へ反映させる方法について検討する	区民に対する説明責任の向上
指標と指標に対する進捗状況の分析・評価を行い、事業の見直しに活用する。	評価結果を事業の見直しへ更に活用

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	推進	・改善を図りながら着実に推進する。

況議 （会 要質 旨問 状）	<p>平成17年1定 「本格的な行政評価制度の導入について」</p> <p>平成18年2定 「外部評価制度の導入について」</p> <p>平成19年2定 「さらなる行財政改革の推進について」</p>
----------------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	行政改革の推進	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	谷井・親川	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	なし				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	簡素で効率的・効果的な区政運営を実現し、より一層の区民サービス向上や施策の充実を図ることを目的とする。				
対象者等	職員、荒川区関連団体、区民				
内容	<p>「あらかわ刷新プラン」(20年度計画)に基づき、行政改革の取り組みを推進する。</p> <p>あらかわ刷新プランの取組体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正・公正な事務執行と公務員倫理の徹底 ・区民参画の推進 ・施策等の再構築 ・施設の在り方と管理運営の見直し ・財政基盤の強化 ・執行体制の見直し 				
経過	<p>(行政改革大綱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年度 「行財政体質改善基本計画」 ・平成7年度 「新たな行政改革推進のための大綱」 ・平成10年度 「さらなる行政改革推進のための大綱」 ・平成14年度 「新たな行政改革推進のためのアクションプラン」 ・平成16年度 「あらかわ刷新プラン」(計画期間17～19年度) ・平成18年度改訂 「あらかわ刷新プラン」(計画期間17～21年度) 				
必要性	社会経済情勢の急激な変化や区民ニーズの多様化などを踏まえ、限られた財源の中で、より一層の区民サービス向上や施策の充実を図るためには、行政改革を推進し、簡素で効率的・効果的な区政運営を実現する必要がある。				
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかわ刷新プラン(計画期間：平成17年度～21年度の5年間)の取組進捗等及び新規事項の調査、ヒアリングの実施 ・次年度に向けた更新及び取りまとめ 				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額(20年度は見込み)	0	0	0	0	0	0	0	
人件費				5,430	3,672	1,708		
【事務分担当】(%)				63	43	20		
合計(+)	0	0	0	5,430	3,672	1,708	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	5,430	3,672	1,708	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	取組項目数	80	83	82	57	60	49	51

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	取組項目数	57	49	49	51	65	

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施策等の再構築を行うには、事務事業の必要性を再検討する必要がある、行政評価結果の活用が求められる。 ・業務の委託化など従来の手法による取組には一定限界があり、新たな手法や視点による取組の検討が求められる。 ・取組が進捗していない場合に進捗できない原因を把握し、今後の取組について検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）</p> <p>東京都が取りまとめ、各区市町村の集中改革プランの数値目標等を公表している。</p>

問題点・課題の改善策検討	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	引き続き積極的に推進する。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川区顧問	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	谷井・親川	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	荒川区顧問(05-10-55-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区顧問設置要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	区長が、各界の専門家や高い識見を有する方々から区政に関する意見等を求めることにより、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図る。				
対象者等	区長、副区長、収入役、教育長、幹部職員及び係長等の職員				
内容	<p>顧問の任期 委嘱した日から概ね1年とし、再任は妨げない。</p> <p>顧問の身分 委嘱に基づくアドバイザーであり、職員の身分は有しない。</p> <p>実施の方法 (1) 区長は、課題に応じ顧問を招集し意見等を求める。 (2) 原則として、区長と各顧問との会談の形で行う。 (3) 開催時期は、概ね月に1回程度とする。 (4) 区長と顧問の会談の際、副区長、収入役、教育長及びその課題に関係する部課長及び係長等を陪席させる。</p> <p>謝 礼 特別区職員研修所講師謝礼基準(荒川区講師謝礼基準同じ)に準じ、1回(2時間程度)につき26,000円とする。</p>				
経過	平成18年4月25日 「荒川区顧問設置要綱」制定 平成18年4月～ 20年5月 荒川区顧問との会談 14回実施				
必要性	様々な分野の専門的な知識を得ることなどは、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上を図る上で、必要不可欠なことである。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	1,595	674	663
	決算額(20年度は見込み)	-	-	-	-	384	261	663
	人件費				-	1,708	1,281	
	【事務分担当】(%)				-	20	15	
	合計(+)	0	0	0	0	2,092	1,542	663
	国(特定財源)							
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	2,092	1,542	663	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	会談回数	-	-	-	-	9	4	10
	職員参加人数	-	-	-	-	265	116	230

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	顧問謝礼	221	顧問謝礼	156	顧問謝礼	312
	食糧費	会議賄	7	会議賄	1	会議賄	16
	役員費	議事録作成	156	議事録作成	104	議事録作成	335

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	会談実施回数	-	9	4	10	12	1か月に1回程度
	顧問からの政策提案数	-	43	13	33	40	
	顧問からの政策提案実現(%)	-	28	54	30	30	事業化(既存含む) / 顧問提案数 × 100

(問題点・課題)	<p>これまでの顧問との会談の場において、区政への提言等を頂いてきたが、今後は事務事業の実施に関するアドバイザーや講師の依頼など、積極的に顧問制度を活用していく必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 3 区 未実施 19 区 ）</p> <p>千代田：参与1人、非常勤、謝礼（150千円/月） 文京：専門委員2人、非常勤、謝礼（50千円/月） 世田谷：参与1人、非常勤、謝礼（442千円/月） 制度はあるが、現在参与は任命されていない。</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区立小中学校の特別授業（例「生き方トーク」事業）の講師を依頼する。	地域で活躍する身近な人生の先輩等から、職業人として、また人間としての生き方や人生観などの講演を通じて、子ども達が生涯にわたって自己実現を図っていくことができる能力や態度を育む。
荒川区職員ビジネスカレッジ講師依頼やその他区事業の様々な場面で顧問を活用できるよう、顧問の情報（専門分野等）について、庶務主管課長会やグループウェア掲載等で周知していく。	顧問制度を活用し、より多くの職員が様々な分野の専門的な知識を得ることにより、区政運営のレベルアップと区民サービスの一層の向上につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	政策形成に資する。

(状況)	<p>議会議決事項</p>
------	---------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	パブリック・コメント制度の推進	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 小林・鈴木・田中	課長名 内線	伊藤 節子 2111・2112
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（20年度）					
事務事業の種類	新規事業（ 20年度 19年度 ）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	広聴機能の充実[13-02]			
目的	区の政策立案過程の公正性と透明性の向上を図ることにより、区民に対する説明責任を果たす。 また、区民の意見及び要望を積極的に取り入れ、区政に反映させることで、区民の区政への参画を促進し、開かれた区政を実現する。				
対象者等	区民等（区内に在住、在勤、在学の方、区内に事務所、事業所を有する個人、団体、その他、対象となる計画等により影響を受ける個人、団体等）				
内容	1 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員 2 対象 (1) 区の総合的な構想、計画等の策定及び改定 (2) 各行政分野の構想、計画、宣言等の策定及び改定 (3) 区政の推進にかかる基本的な制度等の制定及び改廃 (4) 区民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定及び改廃 (5) その他実施機関が特に必要と認めるもの				
経過	17年度：検討開始 18年度：試行実施（各所管で実施） 19年度：全庁統一基準を策定（要綱）、本格実施				
必要性	・ 荒川区基本構想（平成19年3月策定）において、基本理念の一つとして「区民の主体的なまちづくりへの参画」を掲げており、区政参画のツールの一つとして必要である。 ・ 行政手続法においても、地方公共団体に対して意見公募手続の実施の努力義務を課しており、区政の透明性の向上の観点からも必要不可欠である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） (1) 政策の策定の意思決定前にその案を広報紙、担当課窓口、ホームページ等を通じて公表する。 (2) 区民等が郵便、FAX、電子メール、担当課窓口への書類の持参により意見の提出を行う。 (3) 提出された意見については、可能な限り、政策立案過程への反映に努める。 (4) 概要及び当該意見に対する区の考え方をHP等で公表し、公表した案を修正する場合には、その修正内容も公表する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額								
決算額（20年度は見込み）								
人件費				603	1,025	171		
【事務分担量】（%）				7	12	2		
合計（+）	0	0	0	603	1,025	171	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	603	1,025	171	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	パブコメを実施した件数			1	3	7	1	-
	意見の件数			70	88	131	14	-

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	意見の件数	88/3	131/7	14/1	50/2	1000/10	意見数/実施したパブコメ件数

（問題点・課題）	・ 条例制定や計画立案に当たり、これまで以上に十分な進行管理を行う必要がある。
他区の実況	（ 実施 14 区 未実施 8 区 ） 要綱・規則により制度化...11区 条例化...3区

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	全庁統一基準により制度が円滑に実施できるよう、周知を徹底する。	区民の意見を反映できる仕組みを担保することにより、区民の区政への参画意識を向上させることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	全庁統一手続きに基づき、適正に実施していく。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	団塊の世代を中心とした地域活動の促進	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	谷井・親川	内線	2113
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	地域活動の推進（05-11-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区地域活動支援事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	区民の主体的な区政参画と連携強化[13]			
	施策	区民参画・協働の推進[13-01]			
目的	団塊の世代の大量退職の時期を迎え、これらの人的資源を区政運営に生かす仕組みを整備するとともに、区民の地域活動を支援し、区民参画と協働の推進を図る。				
対象者等	定年退職後の区民、地域活動に関心のある区民				
内容	<p>団塊世代活動支援コーナー（区役所本庁舎2階に窓口を設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設場所・日時 区役所本庁舎2階（情報提供コーナーに併設） 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 ・対象 ボランティア活動や短期的・長期的な就労等、地域活動への参加を考えている区民 ・主な業務内容 情報提供、担当部署や関係機関への取次、紹介、その他相談業務 ・関係機関との連携 ボランティアセンター、ふらっと・フラット、荒川区シルバー人材センター、JOBコーナー町屋等 <p>荒川区地域活動支援事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 団塊の世代を中心とする区民対象の地域活動支援事業を実施する団体に対して、当該事業の実施に要する費用の一部を区が補助することにより、団塊の世代を中心とする区民の地域活動を支援し、もって地域の活性化に資することを目的とする。 ・補助対象団体 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 ・補助対象事業 荒川ボランティアセンターの分室である地域活動サロン「ふらっと・フラット」が実施する、団塊世代を中心とする区民対象の事業 				
経過	<p>平成17年度～ 検討</p> <p>平成18年度～ ハローワーク足立、東京しごと財団等関係機関調査、先進自治体視察「団塊の世代の今後の就業等に関するアンケート調査」実施（19年1月、区内1000サンプル）</p> <p>平成19年度 荒川区地域活動支援事業補助金要綱制定、補助金交付（7,926千円） 11月 団塊世代活動支援コーナー開設、関係機関連絡会の開催（2回）</p>				
必要性	人的資源価値を持つ団塊の世代の活躍の場について、仕組みをつくることにより、団塊の世代本人の自己実現や地域の活性化に繋がることからその必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動専門相談員による団塊世代活動支援コーナーにおける相談・取次 ・荒川区地域活動支援事業補助金の交付（H20年度予算額 6,724千円） 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	-	-	-	-	2,043	17,291	10,283	
決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	1,512	9,906	10,283	
人件費	/			-	6,661	3,501	/	
【事務分担量】（%）	/			-	78	41	/	
合計（+）	0	0	0	0	8,173	13,407	10,283	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	8,173	13,407	10,283	
実績の推移								
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
荒川区地域活動支援事業補助金交付額	-	-	-	-	-	7,926	6,724	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			地域活動専門相談員報酬	1,523	地域活動専門相談員報酬	3,166
	共済費			地域活動専門相談員共済費	181	地域活動専門相談員共済費	385
	特別旅費			地域活動専門相談員特別旅費	1	地域活動専門相談員特別旅費	8
	一般需用費			地域活動支援コーナー消耗品	85		
	備品購入費			地域活動支援コーナー備品	190		
	負担金及び交付金			地域活動支援事業補助金	7,926	地域活動支援事業補助金	6,724
	報償費	設立準備委員謝礼	52				
	委託料	調査委託費	1,460				

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	団塊世代活動支援コーナー受付数（件）	-	-	57	140	300	平成19年11月1日開設 1か月あたり25件を目標とする
	ふらっと・フラットの利用者数（人）	-	-	886	1,440	1440	平成19年9月12日開設 1か月あたり120人を目標とする

（問題点・課題）
 雇用延長がなされ、団塊世代活動支援コーナーへの相談数も少ない状況である。実際の大量退職期である2010年への準備段階として、知識・経験を生かしたい団塊世代の方を登録・マッチングするシステムの構築など、コーナーの機能を充実させるとともに、コーナーの存在を広く周知することが求められる。団塊世代の方を今後どのように活用するか、区としてどのような事業を展開するべきかを見極める必要がある。社会教育課「団塊パワー地域活性化支援事業」との連携を図る。既に事業を展開しているハローワーク足立等の関係機関との連携が必要である。区内各施設（シルバー人材センター、JOBコーナー町屋等）との連携を強化し、社会参加の幅広いニーズに対応する仕組みが必要である。

他区の実施状況	（実施 13 区 未実施 9 区）	
	港区 「団塊の世代等意識調査」、「チャレンジコミュニティ大学」 足立区 「団塊の世代の地域回帰推進事業」 杉並区 「すぎなみ地域大学」、「すぎなみ学倶楽部」 北区 「シニア元気塾」、「どん！MY起業（シニア対象）」など 葛飾区 各種ボランティア講座、「シニア活動支援センター」開設 台東区 「高齢年齢者再就職総合セミナー～団塊の世代を中心として～」 品川区 「しながわシニアネット」、「サポしながわ」	新宿区 「生涯現役塾」 世田谷区 「生涯現役プロジェクト」 豊島区 「団塊プロジェクト」 板橋区 「団塊の世代に関するセミナー」 練馬区 「(仮称)地域福祉パワーアップカレッジ」 文京区 「団塊世代お帰りのさいパーティー」 （平成19年8月調べ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区報、ホームページ、チラシ等により、団塊世代活動支援コーナーの存在を広く周知していく。	団塊世代活動支援コーナーへの相談数の増加
	地域活動サロン「ふらっと・フラット」と連携を図り、団塊世代を対象とした事業を展開していく。	団塊の世代を中心とする区民の地域活動を支援し、もって地域の活性化に資することができる。
	社会教育課事業との連携を図り、団塊世代を今後どのように活用するか検討していく。	「荒川地域大学」で得た知識やネットワーク等を地域活動へ活かすことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区民との協働推進に資する。

（状況）
 H17・三定：団塊世代の地域活動の支援として、市民活動基金の創設を
 H18・四定：団塊の世代の受け皿づくりと区の役割について
 H19・二定：団塊の世代を始めとする中高年の社会参加に向けた受け皿整備を

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自治体シンクタンクの設置	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	伊藤 節子
		担当者名	雨宮・須田・立蘭	内線	2115
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	05-11-75-01 自治体シンクタンクの設置準備				
事務事業の種類	新規事業（ 20年度 19年度 ）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進[15]			
	施策	戦略的な政策形成と行政改革の推進[15-01]			
目的	荒川区基本構想に掲げた「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、基礎自治体として、政策立案機能、自治体経営の基盤の強化を行い、行政の枠にとられない多角的な視点で荒川区独自の課題を調査研究し、住民に最も身近な政府として住民サービスの向上に寄与することを目的とする。				
対象者等	荒川区政の施策の対象となる区民全般				
内容	<p>外部の専門家や研究員を導入し、政策を理論的に考察し合理性や有効性を探求し、併せて職員が業務を通じて得た知識、経験を基に実証的な政策形成を行う。</p> <p>1 調査研究 中長期的な課題について、必要な情報収集・分析や調査研究を行う。 潜在的な課題の発見に資する調査研究活動を行う。</p> <p>2 政策立案支援 区政の課題に関する情報の収集・分析を行い、課題解決や戦略的な政策形成に資する助言・提言を行う。</p> <p>3 人材育成 調査研究活動を通して、職員の政策形成能力の向上を図る。</p> <p>4 情報収集・情報発信 研究活動で得られた知識・ノウハウを、研修・シンポジウム等を通して荒川区内外に発信する。</p>				
経過	<p>《今後の予定》</p> <p>平成20年度 自治体シンクタンク設置準備 平成21年度 自治体シンクタンク調査研究開始予定</p>				
必要性	住民と身近な自治体である区が基礎自治体として、政策立案機能、自治体経営の基盤強化を行い、独自施策を全国の自治体に先駆けて実行していく能力をもつためには、総合的な調査研究を行う専門機関が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額								1,508
決算額（20年度は見込み）								1,508
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（ + ）		0	0	0	0	0	0	1,508
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	0	1,508
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					アドバイザー謝礼	208
	旅費					職員旅費	300
	一般需用					消耗品費	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	研究テーマ数	-	-	-	-	3	シンクタンクにおける研究テーマの本数
	シンポジウム開催数	-	-	-	-	1	

（問題点・課題分析）	シンクタンクの体制の確立及び円滑な運営 テーマ設定のための課題整理 調査・研究方法の確立
他区の実況	（実施 3 区 未実施 19 区） 中野区政策研究機構（平成19年4月設置） 新宿自治創造研究所（平成20年4月設置） せたがや自治政策研究所（平成19年4月設置）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
中長期的な課題について必要な情報分析、調査研究を行う。	基礎自治体に取り組むべき課題を調査研究する専門部門ができることで、独自の政策を開発し区民の幸福度を高める。
職員が調査研究に携わる仕組みをつくる。	職員の調査研究のやり方を学ぶことで、政策形成能力の向上につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	「幸福実感都市あらかわ」の実現のため、既成の概念にとらわれず先進的な施策を展開するには、自治体シンクタンクは必要である。

議会議決 （要旨） 状況	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	文書関係事務	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小川	内線	2215
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	文書事務費（02-15-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	不明 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区における文書事務を集中的かつ効率的に管理し、及び執行することにより、各所管課の事務事業の円滑な遂行をサポートすることを目的とする。				
対象者等	職員				
内容	(1) 例規集及び法令集の管理（例規データベースの管理・更新及び法令の制定改廃に伴う追録購入） (2) 文書管理システムの運営 (3) 文書の保管及び廃棄並びに文書倉庫の管理（外部委託を含む。） (4) 区内文書交換（本庁 - 区内出先機関等間） (5) 郵便料の一括管理 (6) 区名入り封筒及びファイリング用品の集中購入 (7) 法規関係事務ほか				
経過	平成5年度 文書管理委託開始 郵便料金計器導入 平成10年度 区内文書交換業務委託開始 平成12年度 区例規集を加除式から単行本及びCD-ROMへ移行 平成13年度 区例規集を庁内LANを通じた利用を主体とし、単行本は必要最小数のみ発行 平成14年度 文書管理システムの導入検討 区名入り封筒、ファイリング用品の購入（用品基金の廃止に伴い収入役室から事務移管） 区例規集を区ホームページに掲載（12月～） 平成15年度 文書管理システム稼動（紙決裁稼動4月～、電子決裁稼動12月～） 平成16年度 電子文書交換（LGWAN）稼動（6月～） 平成17年度 情報公開用件名目録のホームページ掲載 新型郵便料金計器の導入				
必要性	区の事務事業を円滑に行うために必要不可欠である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・例規等データベース業務委託（委託先(株)ぎょうせい19、20年度） ・文書管理システム導入委託（委託先富士電機(株)14年度～20年度） ・文書管理システム開発(更新)委託（委託先富士電機(株)平成20～年度） ・文書保管・集配業務（委託先ワンビシアーカイブス） ・区内文書交換業務（委託先諏訪運送19、20年度）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	62,821	79,654	72,247	74,519	71,761	72,547
	決算額（20年度は見込み）	61,687	76,038	70,210	72,043	69,446	70,642	121,667
	人件費				32,055	28,183	30,378	
	【事務分担当】（%）				390	372	392	
	合計（+）	61,687	76,038	70,210	104,098	97,629	101,020	121,667
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	1	2	1	1	0	0	
	一般財源	61,686	76,036	70,209	104,097	97,629	101,020	121,667
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品費	9,619	消耗品費	8,964	消耗品費	10,123
	役務費	郵便料	12,626	郵便料	13,422	郵便料	14,064
	役務費	保管料	9,635	保管料	9,236	保管料	9,889
	委託料	文書交換業務委託	8,710	文書交換業務委託	8,232	文書交換業務委託	9,055
	委託料	文書管理システム機器賃借・保守委託	21,542	文書管理システム機器賃借・保守委託	21,542	文書管理システム機器賃借・保守委託	10,336
	委託料					文書管理システム開発委託	51,792
	委託料					地下文書倉庫電動棚制御改修工事	7,917

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
	ファイリング用品の決算額（千円）	2,272	2,641	2,430		2,000	保存文書の電子化の推進
	起案全体に占める電子決裁の比率	38.7	27.7	22.9		60	起案文書の電子化の推進

（問題点・課題）	<p>保存文書の増加に伴い、文書倉庫の移転や外部委託等新たな文書保管スペースの確保が必要となる。紙文書の保存量を減少させるためにも、文書管理システムを有効に活用する必要がある。</p>
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
庁舎の耐震工事計画及び庁内の文書の電子化による紙文書の減少等の状況を見据えつつ、地下倉庫に保管している保存文書等のうち使用頻度の低いものを外部委託するなど、文書の保存スペースを確保する。	保存文書の安全性を確保しつつ、その効率的な利用が図れる。
電子化率の向上等文書管理システムのより一層の効率的利用を促進し、文書量の削減等を図るため、電子決裁の適用区分の見直しなどを行う。	文書保存及びファイリング用品に係る経費の削減、情報の共有化の促進、文書の整理、検索時間等の短縮が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き効率性を追求して実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	印刷事務費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	村木	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	印刷事務費（02-15-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区印刷物取扱規程	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	主として本庁舎内の印刷機器（複写機、デジタル印刷機等）及び印刷用紙を集中管理することにより、効率的な事務執行に資することを目的とする。				
対象者等	職員				
内容	(1) 印刷機器の設置・保守				
		種類	台数	19年度使用実績	
		デジタル印刷機	1台	5,112,751枚	8,628,880円
		電子式複写機	34台	6,762,404枚	17,091,836円
		A1専用電子式複写機	1台	6,362枚	89,798円
		オフセット印刷機	2台	1,955,830枚	-
		軽印刷機 (印刷室3台、広報課前1台、議会事務局1台)	5台	4,059,723枚	-
	(2) 印刷用紙の購入 印刷用紙その他の用紙の購入				
経過	平成11年度 デジタル印刷機導入 平成14年度 用品購入基金の廃止に伴い、コピー用紙の集中購入に加え、区全体の印刷用紙を集中購入 平成15年度 軽印刷機カロードラム導入（軽印刷機で色刷りが可能に） 平成16年度 デジタル印刷機機器更新 平成19年度 デジタル印刷機保守等業務委託				
必要性	全庁的な効率的な事務執行には必要不可欠である。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (1) オフセット印刷 週24時間勤務の再雇用職員2名で運営 (2) その他の印刷機 各所管課職員が自ら操作する。(保守等の業務委託先がサポート)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	42,005	45,072	38,221	38,907	43,268	51,202	52,623	
決算額(20年度は見込み)	37,881	40,023	33,906	36,559	40,011	49,213	52,623	
人件費	/	/	/	12,840	12,626	7,304	/	
【事務分担量】(%)	/	/	/	442	441	232	/	
合計(+)	37,881	40,023	33,906	49,399	52,637	56,517	52,623	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)	6	75	76	99	40	174	40	
一般財源	37,875	39,948	33,830	49,300	52,597	56,343	52,583	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	オフセット印刷機(千枚)	1,803	2,188	2,077	2,124	2,988	1,955	
	軽印刷機(千枚)	2,307	2,699	3,008	3,082	2,902	4,059	
	電子式複写機(千枚)	3,890	4,185	4,223	4,609	6,736	6,768	
	デジタル印刷機(千枚)	3,667	4,032	4,097	5,026	3,758	5,112	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品費	11,770	消耗品費	13,094	消耗品費	14,008
	委託料	保守委託	1,219	保守委託	13,797	保守委託	13,997
	使用料	使用料	26,926	使用料	21,016	使用料	23,477

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	印刷用紙購入実績（千枚）	17,582	16,628	18,010		16,000	紙使用量の推移

（問題点・課題分析）	オフセット印刷機の老朽化に伴い、今後の庁内印刷のあり方を検討する必要がある。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
印刷用紙の使用量の削減に向け、両面印刷や2アップ処理による印刷を促進する。	印刷用紙の使用量の削減が期待できる。
オフセット印刷機の利用を見直し、デジタル印刷機及び軽印刷機への移行を図り、保守業務委託を活用することにより、印刷機器の効率的かつ円滑な利用を図る。	デジタル印刷機及び軽印刷機の有効活用により、職員の印刷に係る事務負担と人件費の軽減を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き効率性を追求して実施する。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	訴訟事務費	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	澤崎	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	訴訟事務費（02 - 15 - 50 - 01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	不明 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	事務の適正・公正な執行[14-03]			
目的	区の事業執行に伴う法律問題が発生した場合に、弁護士や特別区人事・厚生事務組合法務部に相談等を行い、迅速かつ確に対応するとともに、訴訟等に発展した場合に、その内容に応じて訴訟代理を依頼し、その解決に向けて適切に対応することを目的とする。				
対象者等	各主管課				
内容	<p>(1) 法律顧問による法律相談等 一般的な法律相談等 契約立会い及び契約書作成に関する相談等</p> <p>(2) 法律顧問以外の弁護士による法律相談等 専門訴訟に関する法律相談等（倒産、知的財産権、会社法務等） 特別区人事・厚生事務組合法務部で対応が困難な法律相談等（複雑な事案で私法上の専門的知識が必要なもの等）</p> <p>(3) 特別区人事・厚生事務組合法務部による法律相談等 行政訴訟に発展する可能性のある行政処分若しくは財務会計行為又は国家賠償に関する法律相談等 私法上の紛争に関する法律相談等 区が行政訴訟等の当事者となった場合における指定代理人</p>				
経過	平成18年1月 法律顧問設置				
必要性	最近の複雑多岐かつ専門性が高くなっている法律相談に迅速に対応するため、必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律顧問による法律相談は、月1回、区役所で実施しているほか、随時電話、メール、FAX等により実施している。 その他の法律相談についても、随時行っている。 				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	64	53	363	730	2,152	1,152
	決算額（20年度は見込み）	11	47	268	430	1,088	1,066	1,152
	人件費				3,448	3,262	2,989	
	【事務分担当】（%）				40	45	34	
	合計（+）	11	47	268	3,878	4,350	4,055	1,152
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	11	47	268	3,878	4,350	4,055	1,152
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	相談回数（回）	1	3	15	15	17	21	
	弁護士謝礼（千円）、賄い（千円）	11	11	268	184	100	78	
	法律顧問（人）				1	1	1	
	法律顧問相談件数				12	12	17	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	弁護士謝礼	100	弁護士謝礼	79	弁護士謝礼	158
	食糧費	争訟打合せ賄い	5	争訟打合せ賄い	0	争訟打合せ賄い	5
	役務費	争訟事務手数料	1	争訟事務手数料	0	争訟事務手数料	5
	報酬	法律顧問報酬	982	法律顧問報酬	983	法律顧問報酬	983

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	相談回数	15	17	21			
	法律顧問相談件数	8	12	17			
	訴訟（提訴）件数	3	1	1			

（問題点・課題）	マンションの建築確認に係る訴訟をはじめ社会経済状況の変化に伴い、複雑な法律問題が多数発生しており、法律の専門技術的部分により適切に対応するとともに、その充実を図る必要がある。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 12 区） 法律顧問設置（港、台東、江東、目黒、大田、世田谷、渋谷、北、荒川、足立、葛飾・計15人1事務所）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
法務に関する研修の充実	各所管課職員に基本的な法務知識を習得させることにより、争訟を未然に防止、適切な行政事務の遂行を図ることができる。
事務遂行に当たり法律顧問による法律相談等をより一層活用する。	行政事務の遂行に際してコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るとともに、訴訟等のトラブルを未然に防ぐことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	複雑・専門化している法律相談に迅速かつ適切に対応していく。

況議 （要旨） （質問状）	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	情報公開・個人情報保護審査会	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
		担当者名	澤崎	内線	2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	情報公開・個人情報保護審査会（02-50-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度			
終期設定	有 無	年度	根拠法令等	荒川区情報公開条例、同施行規則、荒川区個人情報保護条例、同施行規則、荒川区情報公開・個人情報保護審査会条例、荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、同施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	情報非公開決定や個人情報不開示決定等に対する不服申立てがあった場合に、附属機関である本審査会に諮問し、専門的見地から審査することにより、適正な手続を保障するとともに、区政に対する信頼を高め、公正でより開かれた区政の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区民等				
内容	(1) 情報公開制度に基づく情報非公開決定処分等及び個人情報保護制度に基づく個人情報不開示決定処分等に対する不服申立てがあった場合に、区長からの諮問に基づき、審査し、答申を行う。 <手続の流れ> 不服申立て 諮問 審査 答申 決定 (2) 審査会の委員として、情報公開制度及び行政運営等に関して識見を有する者のうちから5名を委嘱している。				
経過	昭和63年10月 荒川区情報公開懇話会提言 昭和63年12月 東京都荒川区情報公開条例公布 昭和64年 1月 情報公開制度実施（荒川区情報公開条例施行） 情報公開審査会設置 平成 9年 4月 個人情報保護制度の実施（荒川区個人情報保護条例施行） 情報公開・個人情報保護審査会設置（情報公開のほか、個人情報保護に関する不服申立てに対応するため、情報公開審査会を廃止して設置） 平成16年 3月 荒川区情報公開条例改正 （情報公開法の制定等を踏まえ、より積極的に情報提供することを明らかにした。） 荒川区個人情報保護条例改正 （個人情報の保護措置に万全を期すため、罰則規定等を設けた。）				
必要性	情報公開や個人情報保護に関する不服申立てがあった場合に、区長や行政委員会等の実施機関の決定の適否について、専門的かつ中立的な立場から審査することにより、公正かつ適正な判断を担保し、区政に対する信頼性を高めるため、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区長や行政委員会等の実施機関が行った情報非公開決定や個人情報不開示決定等に対する不服申立てがあった場合に、本審査会に諮問し、その答申を踏まえて、実施機関が再決定を行う。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	549	548	548	342	326	326
	決算額（20年度は見込み）	63	0	3	191	0	102	326
	人件費				1,465	794	256	
	【事務分担当】（%）				17	11	3	
	合計（+）	63	0	3	1,656	794	358	326
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	63	0	3	1,656	794	358	326
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	不服申立件数	2	0	0	3	1	1	
	審査会開催数	1	0	0	2	0	1	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	0	委員報酬	101	委員報酬	303
	旅費	特別旅費	0	特別旅費	0	特別旅費	2
	食糧費	食糧費	0	食糧費	1	食糧費	3
	一般需用費	消耗品費	0	消耗品費	0	消耗品費	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	審査会開催数	2	0	1	-		
	不服申立て件数	3	1	0	-		

（問題点・課題）	審査会の諮問から答申に至るまでに長期間を要する場合があるため、速やかに諮問し、短期間に答申が行われるようにする必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
本人、実施機関、審査会委員との連絡調整や様々な事務手続に要する時間の短縮を図る。	処理期間の短縮化により、区民の権利利益の一層の保護を図る。
情報公開制度及び個人情報保護制度並びに両制度の不服申立て制度についての理解を深めるため、研修の充実を図るとともに、行政不服審査法の改正を踏まえながら、本制度の見直しについても検討する。	職員の両制度についての理解を深めるとともに、説明責任についての一層の自覚を促すことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区民の権利を保障する重要な事業であり引き続き改善に努める。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	個人情報保護制度	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 棚田	課長名 内線	五味 智子 2214
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	個人情報保護運営審議会（02-55-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠 法令等	荒川区個人情報保護条例、同施行規則、荒川区個人情報保護運営審議会条例、同施行規則、荒川区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	区の実施機関が個人情報の収集並びに保管、利用及び管理を適正に行うとともに、自己情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより区民の基本的な権利の擁護と信頼される区政の実現を図る。また、個人情報保護運営審議会を設置し、保有個人情報の目的外利用や外部提供等の重要事項に関し、意見を聴くことにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図る。				
対象者等	区民等				
内容	(1) 実施機関が個人情報の収集並びに保管、利用及び管理を適正に行うとともに、自己情報の開示、訂正等を求める権利を保障する。 (2) 個人情報保護運営審議会を設置して、個人情報の目的外利用や外部提供、個人情報に係るシステム開発等、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、区長の諮問を受けて審議し、答申する。審議会は、学識経験者及び区民等10名以内で組織する。				
経過	平成7年度 個人情報保護制度調査委員会（庁内検討組織）設置 平成7年度 個人情報保護制度に関する調査報告（区素案）作成 個人情報保護制度懇話会（諮問機関）設置 平成8年6月 個人情報保護制度懇話会（諮問機関）の提言 平成8年10月 荒川区個人情報保護条例制定・荒川区個人情報保護運営審議会条例施行 平成9年1月 荒川区個人情報保護運営審議会設置 平成9年4月 荒川区個人情報保護条例施行 平成15年3月 荒川区個人情報保護運営審議会条例改正（専門委員の設置） 平成16年3月 荒川区個人情報保護条例改正（個人情報保護に万全を期すため、罰則規定等を設けた。） 平成16年7月 荒川区個人情報保護運営審議会条例施行規則改正（専門部会の設置）				
必要性	個人情報保護制度の運営について、専門的かつ中立的な立場から審議することにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(1) 審議会の意見聴取が必要な事案（個人情報の目的外利用や外部提供、個人情報に係るシステム開発等）について、区長の諮問を受けて審議し、答申する。 (2) その他、個人情報制度の運用状況等個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		323	533	602	796	812	818	817
決算額（20年度は見込み）		180	309	440	353	443	752	817
人件費					4,741	6,231	6,832	
【事務分担量】（%）					55	75	80	
合計（+）		180	309	440	5,094	6,674	7,584	817
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		180	309	440	5,094	6,674	7,584	817
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	自己情報開示請求件数	17	20	12	17	36	33	
	審議会開催数	2	3	4	3	4	4	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬	委員報酬	417	委員報酬 報償	649 69	委員報酬	760
	旅費	特別旅費	18	特別旅費	26	特別旅費	30
	食糧費	食糧費	8	食糧費	8	食糧費	12
	一般需用費	消耗品費	1	消耗品費	0	消耗品費	15

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	自己情報の開示請求件数	17	36	33	-	-	
	審議会開催数	3	4	4	-	-	

（問題点・課題）	<p>民間企業や自治体において個人情報に係る漏洩事故が頻発する中、より厳格な個人情報の保護措置を図る必要がある。（個人情報保護）</p> <p>新規事業の創設やシステム開発等により審議会の意見徴取が必要な事案が生じた場合に、各所管課において、迅速かつ的確に審議会に諮問する必要がある。（審議会関係）</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組み具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	<p>各主管課に配布している「個人情報保護のための措置対策基本マニュアル」、研修の充実及び全職員を対象とした自己点検の実施等により、個人情報保護についての理解の徹底を図る。</p> <p>各主管課に審議会の意義と重要性を周知徹底し、諮問手続の円滑な実施を図る。</p> <p>審議会の開催を定期的開催し、諮問の要否等について各所管課と早めに相談し、適切かつ迅速な諮問を行う。</p>
	<p>より一層徹底した個人情報の保護措置が可能となり漏洩等の事故を未然に防ぐことが期待できる。</p> <p>迅速かつ的確な対応を図ることができ、個人情報保護制度の適正な運営を図ることができる。</p> <p>個人情報保護運営審議会において、より円滑な審議が可能になるとともに、個人情報保護条例に則った事務事業の円滑な実施が期待できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	区民の権利に直接関係のある重要な事業であり、一層の改善に努める。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	情報公開制度	部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味智子
		担当者名	小川	内線	2 2 1 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	情報提供コーナー運営費（02-50-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	63 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	区政に関する情報提供の拡充[14-01]			
目的	区が保有する情報の公開を請求する権利を保障するとともに、区政に関する説明責任を果たすため情報提供に努めることにより、区民の区政参加の促進と信頼関係の強化を図り、公正で開かれた区政を推進する。また、情報提供コーナーの設置により、行政資料を収集・保管し、区民に情報を提供するとともに、情報公開に関する相談に応じ、区民の区政参加の促進を図る。				
対象者等	区民等				
内容	情報提供コーナーの設置 (1) 情報公開相談員の配置 (2) 区及び他自治体の刊行物・パンフレット等の展示、頒布 (3) 情報公開制度に関する総合的な案内、相談の実施 (4) インターネット接続パソコンコーナーの設置				
経過	昭和63年12月 情報公開条例制定 昭和64年 1月 情報公開条例施行、情報提供コーナー設置 平成元年 4月 情報提供コーナーに専門相談員（非常勤職員）を配置 平成 3年 3月 情報提供コーナー資料目録作成 平成 8年10月 情報公開条例改正 平成13年 4月 本庁舎1階に来庁者への案内、情報提供等を行う情報提供専門相談員（非常勤職員）を配置（平成14年4月政策経営部区長室へ事務移管） 平成16年 1月 インターネット接続パソコンコーナーの設置 平成16年3月 情報公開条例改正平成 17年 7月 有償刊行物のインターネット販売開始 平成17年10月 電子申請による情報公開請求受付開始				
必要性	区政に関する情報等を区民に提供することにより、区民の区政参加の促進を図るため必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 情報公開相談員（非常勤）2名				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		7,594	6,523	6,144	7,352	7,307	5,451	5,383
決算額（20年度は見込み）		6,341	6,227	6,055	7,186	2,301	2,458	5,383
人件費					3,772	6,453	5,876	
【事務分担量】（%）					251	261	274	
合計（+）		6,341	6,227	6,055	10,958	8,754	8,334	5,383
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		1,501	622	591	582	699	1,048	
一般財源		4,840	5,605	5,464	10,376	8,055	7,286	5,383
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用者（人）	11,333	9,518	9,560	10,958	10,340	8,858	
	相談（件）	27	19	16	18	18	24	
	資料提供（件）	2,469	1,957	1,662	1,442	1,517	1,254	
	刊行物貸出(冊)	200	181	148	112	79	80	
	コピーサービス(枚)	18,034	23,757	25,537	30,289	41,147	33,535	
	情報公開件数	56	48	103	83	109	90	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬	2,023	非常勤職員報酬	2,067	非常勤職員報酬	4,759
	共済費	社会保険料	244	社会保険料	248	社会保険料	564
	一般需用費	消耗品費	34	消耗品費	44	消耗品費	60
				備品購入費	100		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数（人）	10,958	10,340	8,858		12000	
	有償刊行物頒布（冊）	691	883	1,166		1000	
	情報公開請求件数	83	109	90			

（問題点・課題）	<p>情報公開制度について、区民の利用促進を図る必要がある。</p> <p>区の行政情報の多くがインターネットに掲載されるようになったが、様々な資料を直接提供することができる当コーナーをより利用しやすいものとする必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
積極的なPRにより、情報公開制度の周知及び利用促進を図る。	区民の利便性の向上及び権利利益の保護を図ることができる。
インターネットに掲載されている情報を含め、容易に区政等の情報を入手できるようにする。	利用者の利便性の向上を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	引き続き継続するとともにより一層のサービス向上を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川さつき会館管理運営事業		部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子
			担当者名	寺 内	内線	2271
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	管理費（03-88-50-01）、その他運営費（03-92-50-01）、営繕費（03-96-50-01）					
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠法令等	荒川さつき会館条例及び施行規則、荒川さつき会館管理運営要綱、荒川さつき会館指導員設置要綱、荒川さつき会館まつり補助要綱	
終期設定	有	無	年度			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[]				
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]				
	施策	人権・平和の普及啓発[10-03]				
目的	地域住民の相互交流及び自主的活動を促進し、区民生活の向上に寄与するとともに、人権施策の推進を図る。					
対象者等	区内在住・在勤・在学者					
内容	<p>(1) 運営事務 団体・個人利用の申請受付 年間事業の実施 荒川さつき会館まつり（年1回）、ころばん体操への協力（高齢者保健福祉課事業）（週1回）、やさしい手話タイム（随時） 子ども事業の実施 作ってみよう（随時）、おもちゃ図書館（月2回）、小学生対象の体育室開放（週1回） 図書を整備、貸出</p> <p>(2) 施設の維持管理（補修・改修工事） 平成17年度：便所漏水修理、玄関ガラス修理、事務室空調機取替修繕等 平成18年度：工業用水槽ポンプ取替工事、多目的便所修繕工事等 平成19年度：空調設備取替修繕工事</p>					
経過	環境改善事業の一環として、荒川さつき会館が平成元年6月に開設された。 昭和62年10月 都区地元協議会で「集会施設建設」決定 昭和63年 7月 集会施設建設着工 昭和63年10月 集会施設検討委員会設置 平成元年 3月 集会施設完成 平成元年 6月 荒川さつき会館開設 平成16年 7月 団体利用有料化 平成16年 9月 部落解放同盟荒川支部移転					
必要性	地域住民の相互交流、人権啓発を推進していくために必要性が高いと考える。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 管理業務委託（夜間・休日）、清掃業務委託					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	22,533	21,439	29,768	19,137	20,295	31,304	43,452	
決算額（20年度は見込み）	18,206	17,794	26,015	16,935	17,243	24,430	43,452	
人件費				9,096	7,034	7,074		
【事務分担量】（%）				180	160	160		
合計（+）	18,206	17,794	26,015	26,031	24,277	31,504	43,452	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	72	118	770	967	926	859	900	
一般財源	18,134	17,676	25,245	25,064	23,351	30,645	42,552	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	団体使用料収入（単位：千円）			712	828	813	758	
	団体利用件数（延べ数） （H16.7分までは個人利用も含む）	1,736	1,794	1,025	1,376	1,008	1,236	
	荒川さつき会館まつり参加人数			2,000	1,800	1,400	1,800	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬	非常勤職員報酬	4,202	非常勤職員報酬	4,303	非常勤職員報酬	4,303
	需用費	建物修繕料	1,386	建物修繕料	1,294	建物修繕料	1,371
	委託料	管理・清掃等業務委託	7,750	管理・清掃等業務委	7,933	管理・清掃等業務委	8,570
	工事請負費	工業用水槽用ポンプ取替工事	1,985	空調設備取替修繕工事	13,037	エレベーター設置修繕工事	25,712
	負担金補助	さつき会館まつり実行委員会補助金	240	さつき会館まつり実行委員会補助金	240	さつき会館まつり実行委員会補助金	240

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	団体利用率(%)	49.5	49.5	46.7		55.0	利用日数(実績) / 利用可能日数 19年度工事のため6~7月利用出来ず
	子ども事業参加者数(人)	1,982	1,264	1,429		2,000	作ってみよう、おもちゃ図書館、体育室開放利用者の合計

(問題点・課題分析)	<p>平成元年のオープン以来20年が経過し、施設が老朽化するとともに、視聴覚室、講習室、図書室等の設備、機能が陳腐化している。 利用者の固定化、高齢化が進行しており、新しい利用者の掘り起こしのため、ニーズの調査や新規事業の検討が必要である。 会館の今後のあり方を再検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>(実施 2 区 未実施 区) 墨田区、練馬区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用率が低い部屋について原因を精緻に分析し、小規模なてこ入れで改善が可能なもの、中規模もしくは大規模なリニューアルが必要なもの等に分類し改善策を立案する。	視聴覚室等のリニューアルにより、利用者の満足度の向上や利用者数の増大を目指すことが期待できる。
利用者・地域住民等のアンケートを実施し、新たなニーズの把握により、新規事業等の検討を進める。	地域住民とふれあいながら、地域の中でアンケートを実施することにより、さつき会館の利用者数を増やすための新たな事業を立案することが期待できる。
人権施策の推進というさつき会館の設置目的は維持しつつ、区民生活の向上に寄与する施設のあり方について検討する。	ふれあい館との整合性を図る中で、今後のさつき会館のあり方を明確化する事が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	地域住民同士の交流の根拠となるよう、引き続き適切な管理・運営を行う。

(議会議要旨)	
---------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	人権・平和普及啓発事業		部課名	総務企画部総務企画課	課長名	五味 智子	
			担当者名	寺内	内線	2271	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	普及啓発事業（02-80-16-01）、人権対策用資料購入（02-80-32-01）、団体補助（02-80-48-10）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	53年度	根拠法令等	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（H9.7）、人権擁護推進審議会答申（H11.7）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12.12）、荒川区人権推進指針（H13.4）、人権教育・啓発に関する基本計画（H14.3）、地方自治法第232条の2、荒川区補助金交付規則、人権擁護委員法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	文化創造都市[]					
	政策	活気ある地域コミュニティの形成[10]					
	施策	人権・平和の普及啓発[10-03]					
目的	人権や平和の大切さを普及啓発すること。各種図書・新聞等の購入、各種研究集会への参加、職員に対する研修実施、人権・平和団体への活動補助を行うことにより、様々な人権問題に関する施策を円滑かつ効果的に推進する。						
対象者等	区民、区内企業の勤労者、区内官公署の職員、人権推進係職員及び関連課職員、人権・平和啓発活動団体、荒川区人権擁護団体等						
内容	平和・人権パネル展の開催 人権週間事業の実施 区報人権特集号の発行 職員研修の実施 地域啓発会の開催 平和啓発事業の実施 研究集会等への参加 図書・新聞等の購入 人権・平和団体への補助 人権擁護委員活動への補助						
経過	昭和44年度～ 研修集会等への参加 昭和53年度～ 人権週間事業の実施 昭和56年度～ 区報人権特集号の発行 平成9年度～ 地域啓発会の開催						
必要性	今後も、区民や職員の人権意識の向上を図るために、人権や平和の普及啓発は継続して実施する必要がある。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	4,430	4,135	3,953	3,835	4,093	4,106	3,735	
決算額（20年度は見込み）	3,350	3,123	2,804	2,562	2,708	2,769	3,735	
人件費				10,525	12,434	12,444		
【事務分担当】（%）				120	140	140		
合計（+）	3,350	3,123	2,804	13,087	15,142	15,213	3,735	
国（特定財源）								
都（特定財源）	744	829	700	1,279	984	988	925	
その他（特定財源）								
一般財源	2,606	2,294	2,104	11,808	14,158	14,225	2,810	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	人権週間講演会参加人数（人）	100	120	120	150	1,120	890	
	区報特集号発行部数（部）	77,200	77,200	77,200	77,200	80,000	80,000	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	人権週間事業講師謝礼		200	人権週間事業講師謝礼	342	人権週間事業講師謝礼	442
	平和啓発事業講師謝礼		46	平和啓発事業講師謝礼	46	平和啓発事業講師謝礼	150
	区報特集号印刷、公演ポス		376	区報特集号印刷、公	336	区報特集号印刷	336
需用費							

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	人権・平和事業参加率（％）	61.4	99.3	79.0		70.0	参加人数／会場定員数 憲法週間映画会、人権週間事業等
	平和啓発事業実施校数（校）	2	2	2		4	講演会実施回数
	区報人権特集号を読んでいる率（％）						区政世論調査で、今後把握することを検討する

（問題点・課題）
 区民の人権への意識を正確に把握し、さらに多くの区民が啓発の内容を具体的に実践できるようにするため、啓発の内容、手法等について、新たに検討する必要がある。
 区民や職員への人権啓発研修をより効果の高いものとするため、人権についての考え方、法制度等について常に新しい情報を収集し、啓発活動に反映させていく必要がある。
 平和都市宣言に基づき、平和の尊さを広く区民にアピールしていくため、平和事業の進め方を検討する必要がある。

（実施状況）
 （実施 22 区 未実施 区）
 人権週間事業について、人権週間に合わせて、講演や啓発映画上映、人権パネル展等を実施している。

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
講演会、パネル展等の人権啓発事業の手法、実施場所等の検討を進める。区民・企業の自主的な企画に講師を派遣し、参加型研修を取り入れながら効果的な研修を実施する。	区民が人権理解をより深めることが期待できる。
国・都・区等の研修に参加するとともに、民間団体等の研修に積極的に参加して、交流や情報収集を行う。	人権関係の法制度等が急速に変化する中、常に最新情報を入手して、啓発活動に反映させることができる。
平和都市宣言の内容を区民に広く知ってもらうため、ホームページ等の媒体の利用を進める。文化青少年課や図書館等平和事業に関連する各課と連携し、平和事業を推進する。	平和都市宣言の内容を、広く区民に理解してもらう効果が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	人権や平和を広く区民に普及啓発するため、事業の一層の充実を図る

（状況）
 議会議決事項

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	議員待遇者会補助	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 中野	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	議員待遇者補助(02-35-48-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	55 年度	根拠	荒川区議会議員待遇者会に対する補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために[]			
	政策	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進[14]			
	施策	各種団体等との円滑な連携[14-05]			
目的	区議会議員として8年以上在職した議員経験者で組織し、区政に関する調査研究や定期的な区との情報交換、区政に関する提言、助言等を行っている区議会議員待遇者会の活動に対して補助を行うことにより、同会の活動を充実させることを目的とする。				
対象者等	区議会議員待遇者会				
内容	<p>区議会議員待遇者会が実施する事業に要する経費の一部（区議会議員待遇者会が実施する事業に要する経費のうち、管理運営に必要な総会費、連合会費、区政振興費、視察費（日帰り視察に限る。）及び事務費）を補助する。</p> <p>区議会議員待遇者会から、平成19年度以降の補助金を辞退する旨の意思表示があったため、平成19年度以降補助は行わないが、区と区議会議員待遇者会との情報交換の場は引き続き設ける。</p>				
経過	昭和55年 荒川区議会議員待遇者会に対する補助金交付要綱制定				
必要性	区政に関する豊富な経験と知識を有する者で組織された団体であり、区との情報交換を通じて区政への提言、助言等を行うなど、区政運営に寄与している。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	618	593	570	548	548	400	0	
決算額（20年度は見込み）	386	519	560	352	244	0	0	
人件費				259	171	0		
【事務分担当】（%）				3	2	0		
合計（+）	386	519	560	611	415	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	386	519	560	611	415	0	0	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	区との情報交換の実施回数	4回	5回	4回	4回	4回	0回	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	議員待遇者会補助金	244	議員待遇者会補助金	0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	区との情報交換会の実施回数	4回	4回	0回	0回	0回	平成19年度に補助制度を廃止

（問題点・課題）	<p>他自治体の元議員会に対する補助金違法判決を受け、他のすべての区で制度の見直しが図られた。本区の区議会議員待遇者会は、これまでしっかりとした活動を行ってきており、今なお補助制度の意義はあるものとするが、区議会議員待遇者会自らが補助金を辞退する旨の決定を行ったこともあり、補助制度を廃止する。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	見直し	区との情報交換を通じて区政への提言を行うなど、区議会議員待遇者会の活動はなお意義あるものと考えているが、平成19年度に補助金を辞退する旨の意思表示があったため、補助制度を廃止した。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	路上生活者等対策事業	部課名 担当者名	総務企画部総務企画課 中野	課長名 内線	五味 智子 2211
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	ホームレス対策事業(02-07-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠 法令等	荒川区ホームレス対策連絡会議設置要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	低所得者の自立支援[02-10]			
目的	公園、道路、河川敷等を不法占拠して生活している者（路上生活者等）について、関係機関と連携の下、不法占拠状態を解消することにより、区民の良好な生活環境を確保するとともに、あわせて福祉事務所職員による医療相談や自立相談を実施することにより、自立支援等を図ることを目的とする。				
対象者等	路上生活者等				
内容	<p>関係部課長で組織するホームレス対策連絡会議の開催等を通じて、関係部課間相互の情報交換を行い、不法占拠状態の解消に向けた対策の策定や実施を行うとともに、あわせて路上生活者等の医療相談や自立相談を行う。</p> <p><これまでの主な対策> 平成14年度～17年度 公園等維持管理業務委託（公園等で起居し生活している者を対象に次の委託事業を実施） (1) 住居、就労等に関する相談 (2) 就労希望者に公園清掃などの就労訓練 (3) 相談員の巡回による新たな路上生活者の流入防止 * 平成14年度総務課予算で実施、平成15年度以降公園緑地課予算で実施 * 平成18年度から東京都ホームレス地域支援移行支援事業に移行</p>				
経過	平成 5年度 ホームレス対策連絡会議（区関係部課長で組織）設置 重点地区において不法占拠の撤去 平成13年度～16年度 白鬚西地区再開発の進捗に伴い、東京都関係機関と対応策を協議・実施 平成14年度～17年度 公園等維持管理業務委託 平成16年度 ホームレス地域生活移行支援事業開始、緊急一時保護センター開設に伴う連絡調整の実施 平成18年度 ホームレス地域生活移行支援事業の拡大に伴う連絡調整の実施				
必要性	関係部課間及び関係機関間において、定期的に情報交換を行い、迅速かつ適切な対応を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	251	225	105	105	105	105	0	
決算額（20年度は見込み）	0	0	0	0	0	0	0	
人件費				172	171	0		
【事務分担量】（%）				0	2	0		
合計（+）	0	0	0	172	171	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	172	171	0	0	
実績 の 推 移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	路上生活者数（夏期調査）	132	79	32	33	28	20	
	路上生活者数（冬期調査）	99	53	30	34	27	-	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	警告ビラ等の作成	0	警告ビラ等の作成	0		0
	役務費	運搬手数料	0	運搬手数料	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	路上生活者数	33	28	20	-	0	夏期調査実績
	路上生活者数	34	27	-	-	0	冬期調査実績

（問題点・課題分析）	<p>路上生活者等の数は、一時期に比べかなり減少している状況にあるものの、まだ存在する。 ホームレス地域生活移行支援事業の対象が隔田川流域や近隣区の公園であることから、路上生活者等が近隣区から区内に流入してくる可能性がある。</p>
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各施設管理者において、巡回等を強化する。	路上生活者等を減少させ、新規流入を防止することができる。
ホームレス対策連絡会議を必要に応じて開催し、関係部署間での連絡を密にする。	関係部課間の連携を強化することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	見直し	平成19年度から保護課に事務を移管した。

議会議決要旨（要旨）	
------------	--